管理コード	- 規制の特例事項 名 数当法令	等制度の現状	措置措置の分の呼音を	を 対象を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	長府場庁からの回答に対する構造改革特区推 適直からの再換封要請	摄楽主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し 見直し	告府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請	「措置 「措置 の介 内内 名所省庁からの再々検討要請に対する回答 現。の 内内 見直し 見直し	規制特例 提案事項 体名 管理者号 体名 名称	規制の特例 事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
050010	出人国項 理及認 (投資・経営) 在留實特要件 第第章を の の資 の 項 項 の 経 の 経 の 経 の 経 の 経 の 後 名 の の 経 の 資 の 資 の 資 の 資 の 資 の 資 の 資 の 資 の	性 は に に に に に に に に に に に に に	C -	投資要件については、2人以上の日本人等を常勤職として雇用していなくとも、投資額が年間500万円以、であればよい。 であればよい。 就業経験要件については、専門的・技術的分野の外、人労働者を受け入れるという政府の基本方針の下。 人の国管理的は構築され、計談要件はよれを担保すために設けられいているものであることから、当該要件の緩和は関連であ、なお、事業の経営を行う外国人は当該要件は課されていない。	提案者の要望の主旨は国内外からのIT関連企業の集積を図り国際的なITビジネスの 関点形成ら目指して、自体体の指定する特 国に限って要性の緩利を求めているものでは 高。資格要件の緩利を求めているものではない は、資格要件の関わば、地方公共団体の 適切な間により達成できるのではない サーカ、我が国の対内投資を促進する観点か らも提案者の要望が実現できないか、 供せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい。	今回の横浜市の「投資・経営」在留資格要件の緩和についての世業では、規制の特例を受ける対象が、外質系企業のための集積拠点に関助施設に施設以下、「特定施設」という。に入間することが条件となっては、特定施設への入船を通は横浜市の前途を付き申請を立ては、特定を開発し、総合が実施なの人能で観点が、中華協力を開発し、総合が実施を開発し、総合が実施を制度になっては、機球が下分・助政を全がの事態の最高を開発し、は、年間500万円以上の投資がなど、機球が下分・助政を全がの書きためて、事業を経済がかつ変更的に重要できる専門的、技術的分野の外国人労働者であることを発展しては、2000円の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の		с -	「投資・経営」は、投資して、その投資した 表される在個資格であり、前提として相当 の投資が行われることが必要である。地 方公共団体による事業の安性・継続性 の審査を経るとしても、投資要件を緩和する ことは相当間の投資をしていない外国 局が、対象を終るとしても、投資要件を緩和する に対し同資格を与えることとなり、日米通資 格を設けている趣旨からして困難である。 なお、地方と共団体が外国、個別、に助成 会等として資金を交付した場合にそれを投 資資産として何全を交付した場合にそれを投 資資産として何全を交付した場合にそれを投 資資産として何まなを交付した場合にそれを投 資資産として何まなを交付した場合に入る大 り万円以上の投資が行われれば良い、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のより、 のものは、 のものものは、 のものものは、 のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも			国際:Tt 1121010 横浜市 淀特区	が 経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経済・経	投資・経営、在留資格を取得するため の条件として、「当該事業がその経営ま は管理に従事する者以外に2人以上 の本邦に居住する常勤の職員が従事し の経営まれる環境のものであること、「事業 の経営または管理について3年以上の 経験を有し、こされているが、特定施 気候様有に、されているが、特定施 着機点、に外国人が進出し事態 務会に、経営規模要件、経営管理経験 使件を適用しない。	「投資・経営」在留資格要件を緩和することにより、当該地区においてペンチャーを含む外国からのIT企業の進出をしやすくすることにより、IT企業の集積を促進する。
050020	「投資・経営」 在留貨格取得 原第定年の銀和 (経営開始時 の常動職員数 の緩和) (経営開始時 の影動員数 の緩和) (経営の表の) 資経 (経営の表の) 資経	理性 法 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	U B b E -	投資要件については、2人以上の日本人等を常勤職として雇用していなくとも、投資額が年間500万円以上であればよい。	提案者の要望は当該要件の常勤職員の 人数にかかる規定の緩和を求めるもので あり、投資館のことではない。資格要件の 上 門的は、地方公共団体の適切な関与によ り達成できるのではないが、提案の主旨を ふまえ再度検討し回答されたい。			E -	投資要件を緩和することは投資規模の小さな外国人に対し同資格を与えることとなり、 投資して、その投資化本事を必整活動を 行う外国人等に対し与えられる在留資格と して投資・後等)の在留資格を設けている なお、実際にこ人の雇用をしなくとも、投資 額が満たされれば在留資格「投資・経営」 が与えられることとなっており、これにより 対応可能であると考えられる。			福岡 福岡アミ 2008020 県、福 アビシオ 岡市市 ス特区	対して、対対のでは、対対し、対対のでは、対対は、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対は、対対のでは、対対	告記省令「法別表第1の2の表の投資・ を営の頂の下欄に掲げる活動。の基準 のロ「当該事業が子の経営又は留場で のは、当該事業が子の経営又は電子 居住する者で第動の職員が従事して当 まれる規模ののであることにおいて、 常動職員の人数規定「2人以上、を「事 類別後2年以内は1人以上、4年目以 各は2人以上,に緩和する。	海外からの進出企業の会社設立における 経費負担を軽減することにより、特区内へ の外資誘致を促進させる。
050030	「投資・経営 佐留資料取得 理及好 保全の機関が (公的機関が 第7条等 設度構造は今の から倫 人居の場合の から倫 人居の場合の から倫 び投資額の緩 資 経営 の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の表の の別の の別	性 は に に に に に に に に に に に に に	L	であればよい。	と公的機関が設置する立地支援施設等に入居することで投資の実施を担保するものを 民事することで投資の実施を担保するもの者 と投資額の要件が緩和できないか、資格 考 等しており達成できるのではないか、 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい。	ハードルを低くし、投資件数を増やしていく必要があ		с -	「投資・経営」は、投資して、その投資した 事業の経営活動を行う外国人等に対し与 えられる在留資格であり、投資要件は投資 の実態とともに、一定規模以上の投資を担 保するためのものであることから、本在国 資格を設けている趣管からしても、地方公 共団体の関与により緩和できる性質のもの ではない。			福岡 福岡ア2008030 県、福 アビジネ 同市 ス特区	大学 格件(グランス) 国際 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	告記省令「法別表第1の2の表の投資・ 2營の頂の下欄に掲げる活動。の基準 のの「当該事業がその経営とは管理 ご従事する者以外に2人以上の本邦に 定任する者で第動の職員が従事して営 ほれら規模のものであることにおいて、 の機関が役員する立地支援施設等に入 等する場合は1人以上、に緩和する。ま これに保証のより、は廃止の要件である 500万円以上の投資。を「公的機関が 役置する立地支援施設等に入 見置する立地支援施設等に入 200万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。 100万円以上の投資。「と終和する。	海外からの進出企業の会社設立における 経費負担を軽減することにより、特区内へ の外資誘致を促進させる。
050040	外国人介護従 出入国 事者に対する 理及び 程及び 日 民認定さ 月 民認定う	当賞格は設けられて	E C -	政府として、530万人雇用計画を掲げ、介護分野における雇用制地を目指しており、このような現状においる 当該分野に各外国人労働者の受入れ措置を講ずる とは困難である。	て,を有していると認められるものについて在			C -	海外に我が国と同様のレベルの資格制度 が存するか否かは不明であるが、在留資格に係る検討においては、単に専門性・技 特性に係るものだけてはなく、国内労働・ 有機への影響等も考慮する必要があり、介護 分野における雇用創出を目指している現状 において、直ちに当該分野に係る外国人分 働者の受入れ措置を講ずることは困難で ある。			株式会 か の介護 かかり かり の 解 カリン ドン 日本 あり は かり	外国人の I 在留資格 の拡大 カ	出人国管理および難民認定法の別表に おいて、在留資格一覧に介護労働従事 こついての記載が無いため、外国人を を心業務のために雇用し在留させること ができないことから、出人国管理および 作民認定法の例表において、在留資格 一覧に介護業務を追加する。	0
050050	外国人看護師 管理及で に対する「医 療」の在留資 法第7条 格要件の緩和 1項第2	性 表 の	c -	看護師に係る在留資格は設けられているが、法律上 が国の資格を有しなければ就業できない業務独占資 であり、また国内の雇用が沈等から、当該要望に係る 置を講ずることは困難である。	は 格 格 の付与はできないということか確認された 措 い、併せて、右の提案主体の意見も踏ま	法務省の措置の概要(対応策)に 法律上我国の資格を有しなければ就業できない業務独占資格 国内の原用状況から のこのに指摘があった。 こついて、看起側の資格は日本だけの資格ではなく、世界中の国々で認められた資格です。多くの国で、自回の看護師の資格とった人が他国で業務についています。 今般・知風の資格、しか認めていない規制を外国の看護師資格、足制競師することを提集でいます。 法律や規制は理由があるから存在しているのでしょうが、時代の変化、社会情勢の変化に素早(対応することが特な、規則及本の主義、方護の規事で人が十分足りでいるが、ませいなどのに確実です。少予、高齢で入足しているがは表別で、大型の人口構成から近い将来看護、介護の別型では表別で、大型の人口構成から近い将来看、「発しています」、一般の規策の中で、看護師の関格についてのサイでは、「地人国産運及が構造が混っています。」、「は一般に表別で、「大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大		с -	外国の看護師資格が我が国の看護師資格 と同等であると認められ、業務独立に係る 規制について時世で緩和されないかぎ り、当該要理に係る措置を講ずることは困 難である。また、雇用状況については、厚 生労働省において看護師の養成計画を策 定し、国内の看護師について充足されつご 定し、国内の看護師について充とされつご 理基本計画について触れられているのは、 介護労働者についてであり、医療提供者で ある看護師とは異なるものである。			が 対 が ジェット での就 シン ン が の の の の の の の の の の の の の	護師の日 し 本での就 労を認め 外を認め タース おおお おおお おおお まん かんしゅう かんしゅう かんしゅう かん かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	、日本国内で看護師としての仕事がで	日本の看護・介護の人材を確保し、始まりつつある少子・高 動化に対応する。現在でを不足対域の看護師介護人を外国 (特に東ジア)の人材を受け入れる事で解消する。人材の (特に東ジア)の人材を受け入れる事で解消する。人材の (特に東ジア)の人様を分間に受け、分析のかありまま す。これの意味は、自然の人様を分間に受ける場合を す。これの意味は、自然の人様を分間に受ける場合を 受入し、研究と、自然リルパリティ協議の予定ありま す。後来外国人の看護師の受入れが出来なかった急突縄 はありませんが、発展を行るによの受入れが出来がからと高突縄 を見入れます。日本で外国人の思想が多別してはますが、 でありませんが、投票者を告めらいの受入れがまると 考えられます。日本で外国人の思想が多別してはますが、 でする。日本海社中の生活技術を考る。期間の大田との デオース・のより、日本の生活技術を考る。期間の大田との する。日本海社中の生活技術を考る。期間の大田との はジア・高級とが添みます。名、期間の大田との にいます。人体でなくない。 にいます、人体でなくない。 にいます、人体でなくない。 にいます、人体でなくない。 は、 は、 になり、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には
050060	外国人の在留 出人間 資格で可能な 活動範囲が (活動・関本) (大) (技術・資本) (技術・資本) (大) (技術・資本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	# さる活動が定められており、技術者に係っていた者	3 で! , る C -	外国人研究者受入れ促進事業においては、産学連携が図られる地域において行われる研究活動をベンチャーピジネスの展開につば了るといっ様観が認めれたため、特例措置を設けたものであるが、このよう特段の必要性がないにもかかわらず、異なる在留活を一つの在留資格で行うことを認めることは困難である。	促進するための規制緩和を通じて、国内外らからのIT関連企業の誘致やITペンチャーの 育成による更なるIT関連企業の集積強化、及び立地企業同士の連携を促進し、国際			с -	り,外国人情報処理技術者については事	提案者はIT企業の集積を促進するため在留 資格要件の緩和を要望しているものである。 これを踏まえ、特段の措置が講じられないか	「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」において、特定情報処理技術者受入れ促進事業」において、特定情報処理活動に係る「特定活動により在留する者は、特反のに事業所を構え、ペンチャー企業等の機関を設立し、取総代等に就任したときは、登機関との委任契約等により、情報処理に係る経営活動を行うことが可能である。ただし、当該経営活動は当該事業所において行われるものであり、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に該当すること及び特区法策22条第1項の異定に基づきたが必要である。	国際IT b 1121040 横浜市 ジネスジ 流特区	外在でません。 「国留の情報」の格を 人資化範大術で経営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D特徴を踏まえ、対象となる技術者の 重類を以下のように限定する。 半導体の開発に関する技術者	

管理コー 規制の特別事項 ド 名	i 該当法令等	制度の環状	推置 推置 の分 の内 客	接董の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する概違改革特区接 進重からの再検討委請	担案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「推置 「推置 「推 の分 の 類」の 客」 見直し 見重	内 各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請 現立 見直し 見	開査 内内 内 の の 直し	規制特例 提案事項 管理番号	観察主 体名 ジ	特区計 間・プロ ボッカーの 名称 名称 名称 名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
外国人IT技術 050070 者の在留資格 要件の緩和	項第2号の	日本国内の専修学社の卒業者で専門士の 資格を有するものに こいでは、大学の の知識・技術水準を 対資格へのでは 有するものとして、資材 変更を認めている。	C - 抗	外国の専修学校卒業者について本邦における大卒 当以上の者と同等の知識・技術水準を有するものでき ることを確認できる制度が設けられておらず、このよう は高端することは困難である。 はあ、外国人「技術者については、大学を卒業してお ず、10年以上の実務経験を有しない場合であっても 所定の試験に合格等している場合には、「技術」の在 資格で入国することが可能となっている。	5 し凹含されたい。さらに、相互診証に参う 情報処理技術者試験以外のIT技術者の間で広く普及している資格試験等について相当の知識技術水準を有するものとして確認	所定の試験に合格すれば「技術」の資格で人国は可能であるとしているが、試験の負担もかないある。また、知識・技術水準を確認する制度が設けられていないため困難としているが、各国の教育制度により設置されている事等を学校の学者を本邦における大学相当以上の者と同等に認証したものと見なす制度を設けられないか要望するものであり、再度、検討をお願いしたい。		с -	法務省において、外国の専修学校卒業者 について本邦における大卒相当以上の者 と同等の知識。技術水準を有するものであ ることを確認できる制度を設けることは困 難である。 また、川技術者に係る在留資格の要件の 緩和は、実務要件等に代わりうる資格試験 等であるかを相互認証に基づき期近して もものであり、相当の知識技術水準を育 する町技術者の間で広く普及している資格 試験等、が存するのであれば、相互認証 より措置されるべきものであり、当該措置 がなされるのであれば、川技術者に係る 留資格の要件についても検討することとな るが、それを前提としない以上、当該要望 に係る措置を講ずることは困難である。	<b>検</b> 1 3 3 二 E E E		1124050 男	東京・京神・大学・東京・東部・奈川・横木・大学・東岸に経区	-のリる 仕当見恰 在	国の専修学校の卒業者へ「技術」の 留資格を付与する。	外国人技術者の活用策として、「「技術者 試験の相互認証制度が法令化されている が、新たに「関係の専修学校の卒業者に 在留資格を付与することにより、民間企業 によるソフトウエア開発を促進する。
在留資格「技 050080 術」の発給要 件の緩和	項第2号の 基準を定	10年以上の実務経験があることを悪性	受 る に て た す 月	専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的受け入れるとの基本方針に則り、当該基準を設けているところであり、本要件の線和は単純労働者の受入付このながることは困てある。 なお、外国人IT技術者については、大学を卒業しておず、10年以上の実務経験を有しない場合であっても所定の対象になる。 所定の試験に合格等している場合には、「技術」の在資格で入国することが可能となっている。	1 は は	ご指摘のとおり、1-2年の実務経験に短縮することは、単純労働者の受入れにつながるという懸念はあるが、そのような短縮は超定していない、大牟和自少加騰 技術水準であることが実務経験にあり認証されれば足りるものである。 日本の教育制度で考えてみると、中学平様を大学等平等に同年齢までの5-7年程度の実務経験があれば十分、同水準が開発をは、単純労働者の懸念があため、例えば、5-7年程度の実務経験があれば、単純労働者の受入れにはつながらないことから、若い優秀な技術者を確保するため、例えば3-5年程度の緩和を、再度、検討をお願いしたい。		с -	□技術者とは異なり、実務経験に代わりうる客観的な指標がないまま、単純に実務終 験年数の紹和を行うことは、現行の出入国 管理制度においては、その程度に関わら ず、単純労働者の受入れこつながるもの もあり、当該要望に係る措置を講ずること は困難である。	経 日本		1124060 県	東部祭見、山崎市市東岸に経区	東京湾域 地域は おける 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	技術, の在留資格の基準にある実務 験 1 0年を緩和する,	技術の進展が著しい!T関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウエア開発など を促進する。
「技術」の在留 050090 資格要件の緩 和	項第2号の 基準を定	「技術」の在留資格は 実務に係る要件を満 たすことが必要でした。 力、実務要件とであり、 実務要件として、 「10年以上の実務終 としている。	C - H	研究機関等が実務要件に代わる技術を有しているか 推薦を如何なる方法で行いうるのか不明であり、客観 終判断手法が確立されていいと上、実務経験要件 緩和措置を講ずることは困難である。	的 右の提案者の意見を踏まえ、再度検討し	推薦方法が不明であり、客観的な判断手法が確立されていないため困難であるとしているが、最低5年なりの一定期間の実務経験のあることを最低余件とすれば、一定の能力の客観的な判断基準ともなる。これがえて、安人和研究機関等で、各社の雇用の必要性の中で能力を検証すれば、トータルで十分、知識・技術水準を確認することが可能となると考える。こうしたことから、再度、検討をお願いしたい。		С -	実務経験につき最低5年と設定したとしても、提案主体において、これに加えて判断するとされている能力について、現行の実務経験要件に代わりうるものとして判断する客観的手法が確立されていない以上、身務経験要件の緩和措置を調ずることは困難である。	実		1124070 界	東京、神川横、南崎市・東岸に経区	東京湾 地域域 おける 在 要件の緩 年 第4 4 4 5 6 7 8 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	究機関や技術機関等の推薦をもっ 技術の在留資格基準の実務経験1 を緩和する。	: 技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀 ) な技術者を確保し、ソフトウエア開発など を促進する。
外国人ホテル 050100 マンの就労先 の要件緩和	基準を定	-	E - 7	外国人宿泊客実績の少ないビジネスホテルであって 一定の外国人宿泊客が見込まれ、「人文知識・国際 務」に係る活動を行うことが証明されるのであれば、そ 留資格を決定することは可能である。	5. 右の提案者の意見を踏まえ、特に万博という特別の需要に配慮した対応が可能か、 再度検討し回答されたい。	これまで外国人観光客が宿泊しなかったホテル、旅館についても万博明催期間には多数の外国人観光客が宿泊する可能性があり、外国人ホテルマンの円滑な履用は地域として取り組まなければなないは難である。宿泊見込みにかかる立証資料等外国人ホテルマンの雇用に係る必要な立証資料についての項目・内容等について名古屋人国管理局と協議したいので、ご配意いただきたい。		Е -	名古屋人国管理局に対し連絡を行うことと する。			1016030 强	<b>劉</b> 愛知県 博	を知万 の就労先 少	国人が在留資格を取得するための 要件について、外国人宿泊客実績 ないビジネスホテルも就労先として られるよう緩和を図る。	2 外国人に認められた在留資格における就 ) 労先の要件を緩和することにより、愛知万 3 博期間中に、ホテルのフロント等で働く外 国人ホテルマンの増員を図る。
員が支店等開 設準 場合における 場合における の在解資格の 付与(在解資 格付与知飯 設の範囲版	埋民第7年 東京第二年 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	外国企業の出店の送売が 通じた外国からの投資 資施大によりを認るでは、よりを 資施大によりを 会があれた。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	C - 9	単に地方公共団体が指定する地域に事業所を開設すのみでは、「本邦における事業所としての拠点確保が実である。とすることは困難であることから,このような置を講ずることは困難である。	地方公共団体が責任を持って民間施設を る指定し、本邦における事業所としての拠点 確確保が確実であることが担保されれば可 指能ではないか。 併せて、石の提案主体の意見も踏まえ、再	今回の横浜市の外国企業の社員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転動」の在留資格の付与 領を行う場合における「企業内転動」の在留資格の付与 実は、規制の特例を受ける対象が外資系企業のため の業種拠点(民間施設)施設(以下、「特定施設とい う」に入居することが条件となっている、特定施設 の人居企業に関しては、横浜市が専門家を交えた 審査会を開催、経営状況や事業の成長別込み、地域経済への貢献度などを総合的に判定する制度に なっている。 根浜市が指定する特定施設への入居企業で、横浜 市の助放金の交付対象企業は、「本邦における事業所 市の助放金の交付対象企業は、「本邦における事業所 市の助放金の交付対象企業は、「本邦における事業所 もの助成金の交付対象企業は、「本邦における事業所 であり続点種法が確実である企業である。このため、構造改革特包において実施することがで る特別措置第3次提案と認か行。になりて、地方公共 同様等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場 転換、企業に対し支店等の施設を提供する場 転勤、在留資格を付与することが可能とした措置に準 し、	人居企業で、横浜市の助成金の 交付対象企業に限定して、支店 等開設準備を行う外国企業職員 に「企業内転勤, 在留資格の付! 要件の緩和をお願いしたい。 新横浜地区の特定施設は、小 規模企業向けのオフィスである/	) 計 与 、	地方公共団体において、助成金交付審査 時に事業の継続性等につき審査するとは いえ、地方公共団体が特定施設を指定す るのみでは、本邦における事業所としての 拠点確保が確実である。とすることはでき ず、このような措置を調することは困難であ る。			1121050 材	重ジ流	支店等開を でお対策 場合 でおり 支店等開き できまる 対策 はいます できまる 対策 の 大田 できまる できまる できまる いっぱい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	の集積拠点(民間施設)についても	国 当該地区において、外国企業が支店等を 設立しやすい条件を整備し、横浜市が指 す定する外資系企業の集積拠点、民間施 合設)への外資系:「企業誘致を促進する。 企
外国人「興行」 050120 在留資格要件 の緩和	出理民第7第2号 国が選系2号で令 項 の行,の項 項 の 項 の 行,の 項	等の要件を課してい	で 事 に の 記 と - 記 と よ	在留資格(興行、においては、問題事例も発生しているとしてあり、また、招へい機関による請負という形態で行う以よ事実上が働者派遣とならないために、一定の管理体制を であり、また、協会、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	こ。 財 国、地方公共団体等の資金援助を受けて 自 設立された機関でなくとも、地方公共団体 方が認めた機関であればよいのではないか。 直 再度検討し回答されたい。			с -	「興行」に係る申請者が我が国と外国との 文化交流に資する目的で国、地方公共団 体等の資金提助を受けて設立された機関 に招へいされた場合等に、5名以上の常製 職員を雇用していること等の要件が緩和されている趣旨は、地方公共団体による十ケ な関与がある機関に受け入れられることに より在留管理が適正に行われることにより在留管理が適正に行われることにより 他関が、というだけで当該要件の緩和を行う ことは困難である。	計 動 さ 分 こ 5 :		제 3041100 은 설설 중	親光・大 本 地生観区 地生観区			字都宮市はイタリア・ピエトラサンタ市と国際文化友好都市を締結している。ピエトラサンタ市は、16世紀にラウランジュロがそこで採れる天然大理石を使って少子の場所を、家を輩出した市として有名である。美術展イベント等の芸術文化交流事業を継続的に行うこと。また、アーティストイン・レジデンス事業を行いたい、そして、観光都市として集客するとさちに、アーティストたちの世界中から東京り、徐くていくように計画したい、素通りの観光客と定住している地域住民が一体となって地域再生を図りたい。

管理コー 規制の特別事項 名	l 製当法令(	等制度の現状	措置 措置 の分 の内 額 客	接重の概要(対応策)	各府省庁からの関係に対する構造改革特区推 進監からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 「措置 の分 の内 類」の 存」の 見直し 見直	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	格所省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請 見直	置「措置」の内 の容」の 見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例 提案事項 管理者号	提案主 体名 >	特区計 頭・プロ フェクトの 名称 名称 名称	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
外国人技能者 050130 資格要件の緩 和	理及び難 民第7条2号の 基準を省 の表の「技	ているが,外国に特	- C -	専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的に受けれるとの基本方針に則り、当該基準を設けているところであり、本要件の規則、当該基準を設けているところであり、本要件の規則は単純労者の受入れにつながることから、このような措置を講ずることは困難である。	を短縮することはできないが、併せて、石 の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し	本提案に対して、「単純労働者の受入れにつながることからこのような措置を請することは困難であるとの とからこのような措置を請することは困難であるとの 見解であるが、本案件については、本市の国際物流特 区の推進による産業集積を図るため、民間事業者の 要望により提案したものである。クロの連集物は、 間特有の大規模で効率的、コンピュータによる複合的 な制御しな野菜栽培が出来るガラスハワスであり、その ために特殊な技能を有する外国人を工種にひて短 期間受入れるものである。この技能者は、単純技能者 とは区別されものである。この技能者は、単純技能者 おいては日本人労働者を服用するものである。今回の 選案は、外国人の指揮影響を受け業務に従事するも のの基準を実務経験5年と設けていることに関い、今 日の建築機械の性能アンプや外国人技能者の技能 のは 変換機械の性能アンプや外国人技能者の技能 能者を考慮すれば、3年の実務経験で足りるのでは がといたい、現場線和の提案であり、単純労働るの受け 入れにつながることとは別問題であると考えるが見解 を明らかにして欲しい。		с -	地方公共団体の関与があったとしても、実 務経験要件に代わりうる指標もないまま、 その緩和を行うことは、現行の出入口警等 制度においては、その程度に関わらず、単 純労働者の受入れにつながるものでもあ り、当該要望に係る措置を講ずることは困 難である				2012010 }	北九州市	た九州 所国 大技関	特定が光活動を行うものに JU くはな 制緩和がなされているが、一般技能者 については規制緩和がなされていな い。 そこで、当該技能を有する業務に10 年以上の実務経験を有する外国人の対 運監督を受けて従事する者について、	ナ アカス計学オス研究即はのカル
日本人技能労 働者の不足を 050140 補う外国人技 能労働者の雇 用	第7条第1 項第2号0	在留資格「技能」に1 いては、実経経験が 0年以上あることを3 件とし、限定した職利 について在留資格	1 C -	「国際的に認知されている資格」がどのようなものか不明であるが、専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的に受け入れるとの基本方針に則り、当該基本を設けているとこうであ、なお、当該教員については、乗員上陸許可を受けることにより、一定の範囲内で上陸することが可能である。		ソーシアム } が認定するスクールでの受講と試験を経て認証された者である。ケーブルジョインター講習受講資格は、米の某社では14円 トーロネの智社では7年以上のケーブルエンジェア経験を	テムの光ファイバに返理論、試験評価技 北 さらにケーブルマネージメ ル シッス・カー の場響機構、ケーガルマネージメ 一角を守まが呼らない。 一角を守まが呼らない。 一角を守まが呼らない。 一角をできまが多ない。 一角をできまが多ない。 がは、実体経験の多番による習熟度を1い多 がが着に見れた。 に関係しない。 が表が多様に見れた。 に関係しない。 に関係しない。 のではない。 が表が多様に見れているされた。 のではない。 が表が多様に見れているされた。 のではない。 が表が多様に見れている。 ではないからない。 ではないからない。 ではないからない。 に	c -	提案者によれば、ケーブルエンジニアについて一定の資格が存在するとのことであるが、その資格要件は現行の変務経験要件 110年と同等以上の水準を担保し得るものとは考えられず。また、国内において当該資格がどの程度の技術ルベルを示すものであるかの専門的・客観的な判断がなされていない状況において、当該保を有することをもって実務経験要件を緩和することは困難である。				2012020 7	北九州村	ロス州 5国際 一	国際ケーブル館への船員の雇用にな たって、就労期間(10年間)で判断され ている技能の習熟度に関し、国際的に 級知されているごを もって、在留資格をねしていること もって、在留資格を認めることとする。	ケーブルエンジニア
留学生の資格 050150 外活動の就労 制限の緩和	出入国管 理及び定 第19条	一留学生に対して 請があったという。 おりた。は、一般的に、申適かあったとのでは、 おりた。という。 おりた。 の中で包括。まずいる。 の中で包括。まずいる。 の中でのは、まずいる。 本来のよい。 本来のよい。 を認めること という。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 といる。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい。 とい	E -	雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合には、内容を審査した上、本来の活動を阻害しない範囲内で週28時間を超える資格外活動を認めている。	て、右の提案主体の意見も踏まえ、特に万博という特段の需要に配慮した対応が可能が、再度検討し回答された!	万博開催期間における通常年を大幅に上回る外国人観光客の来訪に備えるホテル、旅行会社等のスタッフとして留学生を円滑かつ効果的に活用することは地域として取り組まなければならは課題である。留学生の個別申請による資格外活動が認められる雇用先、就労時間、就労内容等について名古屋人国管理局と協議したいので、ご配慮いただきたい。		Е -	万博ということであれば、なおさら就労先等の特定は可能であると考えられ、28時間を超える資格が活動について包括許可を認める必要性は存在せず、かつ、現在の留学生等の資格が活動のが対応に陥らしても包括許可に係る時間規制の緩和を行うことは国盤である。名古屋入国管理局に対しては連絡することとする。				1016010 3	愛知県 璽	留学生の 資格外活 資料の取納 資料区制限の緩 和	活動としての就労時間を1週35時間に	外国人留学生の資格外活動としての就労 ・時間を拡大することにより、愛知万博期間 は中に観光ガイド、ホテルマン、その他外国 人観光客向けサービス業の従事者として 活用を促進する。
050160 対する留学在 留資格の特例	項第2号の 基準を定	本邦の大学若しくは 1 れに準ずる機関等にの おいて教育を受ける 場合に在留資格「留 学」が決定される。	c -	本邦の大学と同等の教育水準にあると認められる客観 的な指標がない現状においては、このような措置を講す ることは困難である。なお、大学に準ずる機関と言うた めには、学校教育法に定める大学院への人学資格を認 められていることが必要である。	文部科学省が外国の大学の日本の分校に関する取り扱いを定めることにより、個別の 大学の判断によらずに学校教育法に定める大学院への人学博格を認められるように なれば、大学に準ずる機関にして留学の在 留質格を行ってきるのか。 併せて、提案は体の意見も踏まえ、再度検 討し回答されたい。	管理コード080890の回答に、外国の大学の日本分校の取り扱いを検討中とあるが、外国の大学の日本分校からの学生が学校教育法にある大学院への入学を認められれば、大学に準ずるもの、と認められると理解		С -	文部科学省において、外国の大学の日本の分校の学生について、当該学校を「大学に準する機関に相当するかのといて学校教育法に定める大学院への人学資格を認めるという判断がなされるのであれば、当該学生に対し在留資格「留学」を与えることは可能である。				3049060	テンプ 厚 リンプ大学 リンプ ドランプン	主進特 Q留子仕 写資格の 特例 目前 日本	ず、外国人学生を「留学」の在留資格で 受け入れることがでない。 しかし、特区 こおいては本国の認定協会から正式な	現在外国人学生は、文化活動ビザ(添付資料4:外国の大学の学生が我が国に設置された日本分校において勉学を行う活動の取り扱いについて(入国管理局)参・短別により米国に1年以上滞在し本校経由で来日の場合のみ、短期間TUJIC在籍することが許されるが、特例が認められれば、日本におけて国際教育を収める自由から、の学生を直接受け入れることが可能にない学生も、希望の期間、例えば本業まで、日本ナロンバスでの在籍が可能となる。外国人学生の受け入れば、大学にとって、キャンパスの国際化そして教育内容の充実という観点において重要であると同時に、地域にとってもその国際化と経済活性化に直結するものである。
	技能実習	技能実習期間と合われ 活動の期間と合われ で最大3年以内の非た し、研修活動の期間 が9月以内の場合に は、研修活動の期間 のおおむね1.5倍じ 内としている。	C -	問題事例が多発していること及び他国の発展に資する 人材の育成を通じての国際貢献という研修・技能実置は 制度の目的に照らして、定住化を促すよる期間設定 避けるべきであることから、在貿期間の特例を講じるこ とは困難である。なお、本制度は雇用確保のために設 けられているものではない。	3年間では不充分であり、5年間までの延長を必要とする。特に、ニット編立技術の修得には、際上的な経験が必要である。			С -	研修・技能実習制度の趣旨からすれば、ま 可基本的な技術移転を派遣先国に行うこと が先決であり、提架にあるような高度技能 を身に付ける際には、初回の研修・技能実 習を経て、減売知における技能移転終 了後、より上級の技術等の習得を目的とし た再研修を行うことが可能である。	:			3073010	丸正 東ニファー ファークトトトトート 国称は は新見附		外国人研修・技能実習制度の在留期別 を、現行の3年間より5年間まで延長す あ、ただ、研修期間の1年間はそのまま 、大都実第1特定活動。各年間とし、 連算5年間を認める特例とする。	現在、ニット・テキスタイル生産活動現場で、市内20社程が200人近(を技術修得の 為、外国との接点を深(人、事業の活性化、 につなげようとしている、特例の導入企業 も30社位に増えると予測され、空測化の 目立つ地場産業の新規制業庫用・再線整 備につながり、さらなる地元活性化が期待 される。
トランジット客 による知時間 の50180 対する人国手 続の免除	理及75難		C -	でなく、我が国の治安に影響を及ぼす恐れが極めて高いことから認められない。	おいて、トランシット中の乗客や、待ち時間の長い乗客の対応として簡易なパス観光 を可能とすることで従来の日本の国際空港 にないサービスを実現することにある。待 お時間を活用した観光を実現するために何 らかの措置を講じることができないか、併 サて、右の提案す仏の毎見も踏まえ。再原	また、ツアー参加者の筋奈 / バスポート)の預かりについては、本人 幅認及び通じ所止の手段として考えてものだが、筋斧不携帯帯が成 立するという今回のこ示唆を踏まえ、申込時に筋労・航空券チェック することにより、トラジット等本人であることを認することとしい。 なお、トランジット時の観光は、既にシンガポールやライの空港などで 採席されており、空港和田舎の選手配の向しゃ日間をすが幅回のは	の観光については、 シンガボール・デャンギ空港無料シャト ルツアー・ ルツアー・ はいないないない。 は300年の18年間では、 は300年の18年間では、 は300年の18年間では、 は300年の18年間では、 は300年の18年間では、 に300年の18年間では300年の18年に300年の18年間では300年の18年間では300年の18年間では300年の18年間では300年の18年間では300年の18年間では300年に300年の18年間では300年	C -	査証免除対象国の外国人に対象を限定するとしても、審査を経ない上陸を認めることは、出人国管理及び難民認定法第5条に規定される上陸北西事由に該当する外国人人であっても上陸することが「でなく、我が国の治女に影響を反する流が行でなく、我が国の治女に影響を反する流が極めて高いことから認められない。なお、八国審査の侵失処理については、中部国際空港の人員体制、一般の観光客を始めとする他の人国者数への影響等を考慮すると困難である。				2003010 3	愛知県国	- 都由   100 = 200 11   12	侍例として トランシット客による短時間(	中部国際空港において、トランジット客に の ついてバスボート、航空券を預かることを 条件に、数時間程度のバス観光を可能と することで、多様なサービスを提供する。

管理コ	- 規制の特別事項 名	当法令等	制度の環状	措置 措置 の分 の内 類 客	措置の概要(対応策)	告府省庁からの回答に対する構造改革特区復 適富からの再検討要請	振楽主体からの電見	援棄主体からの意見 その他	「推置 「推置 の分 の内 表」の 表主し 見主し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請	「措置 「措置 の分 の内 しまし 見直し	規制特例 提案事項 体名 ジェクトの 名称	規制の特例 事項(事項 名)	規制の特別事項の内容	具体的事業の実施内容
05019	理 民第 出入国港の指 の定基準に係る 特例 記 行 条 説 で 系 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	記条づに期利ま査すれ題 を選集法則理民施第, を選集法則項目第1 を関係する。 を関係する。 では、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	人国管理及び難算 定法施行規則第基準 1号指注 第1項第1号指注 (ついでは 1国際繁 (のいでは 1国際繁 (明されるよとが国 (明されるよりを) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	D - 1 -	場合には、担当官署のほか近隣の出張所等が 採体制を強化するなど機動的な体制を確保し、 号に基づ出人国港と指定すること(いわゆる配 定)により対応している。 なお、中部国際空港間港に当たっては、「空港 年計画について、(平成9年12月13日)により 空路線の一元化が前捷とされており、現在名古 に乗り入めている「単常の事でありた男の子で	5-00応 同項第2 であれば引き続き指定港とすることについて検討する」とあり、同様に検討されたい、 また、賃の回答では機動的な体制を耐 に定期航する」とあり、同様に検討されたい、 また、賃の回答では機動的な体制を耐 に同項第1号に基づ出入間と指定 に配容されているとあるが、国際ビジネス機の特性	期間な体験を確保と、臨時指定により対している。その記念について、 国際デナーラー学とは異なり、目の機能を決定を関する。 取ります。 取ります。 できないる。 できないるため、このできないなからからの自分の経費業を行っ いるところできないる。 また、特区においては、特殊の名占室型港を「国際ビジネス機のが 点、さずることも用しており、原自由に国際ビジネス機のが きる制度環境整備を求めている。そのため、出入国港の臨時指定に があり込めることに知識決定はい。 また、原則ご園間におれる。「温齢の関節等も含め、柔軟に対した。 でしてこそのあるが、上述のようなビジネス機物等の運転にどう対応して このことであるが、上述のようなビジネス機物等の運転にどう対応して	9一機の飛来しか無かった熊本 空港が出入間港であり続けたこ とに比ぐれば、はるかに行政需 要があると考えられる。 また、本提条では、審査体制 についても本特区情想に係る規 制の特例(58) 漁、効率的な手法をあわせて提 業しているものである。 わが国ではこれまで定期便中	D - 1 -	慮してまいりたい。	貴省の回答で「可能な範囲で円滑な運行に支障をきたさないよう配慮してまいりたい」とあるが、 内容について明確化できないか具体的に検討し	中部国際空港開港後の名古屋空港における出 国審査については、近隣に設置されている名古 人国管理局の職員を選進して対らすることなる が、国土交通省の外局航空機の上人国第つ等 係る航空法施行規則の改正内容を念録に、名古 屋空港及び国際とソネス機の特等を移走。第 総な限门滑な運動に支煙を来なないな添慮す。 。 なお、具体的対応については、原係各省の名古 屋空港を審報する地方支分部周及び愛知樂等 係者との間で協議・検討を進めることとする。	豊山 町、名 開国! 1078050 港活用 ネス機特 促進協 議会	の指定基 準に係る	着陸が見込まれる場合は、特区を出入 国港として指定し、適切な審査対応(直	国際ビジネス機の大半を占める外国籍ビジネス機が自由に離着陸できるようにし、中公和関係空地閉港後の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点にすることで、製造業を始め高い産業集積を誇る当地域に海外企業をダイレクトに結び付け、新たなビジネスや対日投資の促進、また世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際がは地位同上を図るとともに、FBO事業や国際ビジネス機チャーター事業などの新しい航空系産業を創出する。
05020	の過止が採しませ		人国管理は入国管 司職員が行ってい	Ē C -	税関,出入国管理,検疫については、審査等の全異なっており、業務遂行に必要な専門性もなっているが、業別監管理に係る業務を税関委任することは困難である。	模も限定されている。 期貢が併任に 其ぐ 模を限定されている。 期貢が併任に 其ぐ の業務遂行に必要な専門性を備えればよいのではないが、法令上、一人の動員に 関、出人国箇理、検疫の審査を受任する。 を全義 職員に 「権限案には「米国では、入管、検疫が たに、提案には「米国では、入管、検疫が ・ 「根案には「米国では、入管、検疫が ・ 「人で機力・人で機	特区においてはビジネス航空旅客のみを対象とし、 国際貨物の輸入などは伴わないため、対象は乗員及 び旅客とその銀行物等であり、限定的である。 人国審査官、には特別の資格は求められていむ。 その審査業務は、原券・査証の有効性の確認・ 「在留資格・在顧期間の確認・、「上陸拒否対象者が否 かの確認、など形式要件に係る審査であり、また。それ 多書査に必要な「人国記録」や「犯罪記録」をの確認 は、現在、電子情報ネットワーク化されており、人国管	ビジネス機に限られるが、実態」 ビジネス機能でいる会、審査の 結果、口頭審理に及ぶようなケースはほとんど無い、 今回の特区提案の内容については、米国では国際ビジネス 機に対して一般的に行われている方法であり、特区において実現できないが再度検討の上ご回答	C - 見見:	<b>ప</b> .	一人の職員が其々の業務遂行に必要な専門性を備えた上で、入国審査官と他のCIQに係る審査を所する官職を併任する事は法令上可能が確認されたい。	現行法令上、人国審査官と他のCIQに係る書査を所掌する管職を併任することは可能であるが、税関、出人国管理、挟疫については、滞査等の対象が全く異なっており、業務遂行こ必要な専門性も全く異なっていることから、税関関戦員が出入国審査に係る対応を行うことは困難である。	1078090 古屋宝 国際に対 港活用 ネス機特	上規模化	特区においては、米国の例に倣い、税 関職員に入意、検疫に係る審査業務権 限を委任するなどし、少数の税制職員 が機内において審査ができるようにす る。	国際ビジネス機能客に適した規模と手法によるにQ審査ができるようにし、中部国際空港開発の名古屋空港を我が国初の国際ビジネス機の拠点とすることで、更近業を始めら、企業業務等の当地域と海外企業をダイレクトに結び付け、世界的に著名な文化人や政治家等の来訪による当地域の国際的な地位向上を図るとともに、F80事業や国際ビジネス機チャーケー事業などの新しい航空系産業を創出する。
05021	理民第 第 在留期間更新 条 0 許可申請手数 出理 料の免除 理民	入国管 可	留期間の更新の診 に係る手数料は4 円とされている。	F C -	予算に係る事項であり、このような措置を講する 困難である。	ることは 右の提案主体の意見を踏まえ、特に万博 という特段の需要に配慮した対応が可能 か、再度検討し回答されたい。	予算に係る事項ではあるが、愛知万博は日本政府が 世界貢献のために主権する特別は国際的大規模イベ ントであることから、できるだけ多くの外国人に見学し ていただくことが望まれる。万博見学のため特区対域 地域を来訪することを目のに短期滞在資格を見む在け 外国人に対し、主権国の「おもてなし」として手数料を 免除することをご検討いただきたい。	E	С -	予算に係る事項であり、このような措置を 講することは困難である。 特区制度の性格は、規制の特例措置を特 区において試行的に実施し、その全国展 開き目指すものであり、その態旨からして も当該要望について実施することは困難で ある。			1016060 愛知県 <u></u> 數迎! 愛知万 博特区	史新計リ	外国人が、愛知万博見学のため、在留 期間の更新手続を行う場合には、申請 手数料を免除する。	愛知万博開催直前又は開催中に在留期間の更新を迎える留学生などが 期間延 間の更新を迎える留学生などが 期間延 長に伴い万晴見学することが証明される 場合は、在留期間更新許可手数料を免除 することで、外間人の愛知万博見学を促 達する。
05022	理民第出理民第出理民第出理民第出理民第出理民施 外国人である許素 可手続の簡素 化	入及び定条管難法則 人及び定規等管難法則 人及び定規等等 所定 1975年条成 時期 1975年 197	員上陸許可書につ には書面交付とし いる。	С -	で、かつ、人国審査官が同一人性の確認を行うある場合その他必要がある場合に、人国審査官	が要が、付を受けることができず、必ずしも十分でな 言の職務 いとあり、これに代わる新たな方法はない る交付を	個人認証等のセキュリティ上の問題があり、新たなセキュリティシステム開発の必要があり、予算を伴うから 規制緩和ができないとのことであるが、予算を伴うもの であっても、例えば「構造改革特別区域基本方針につ いて、「保成」では、日月24日開設決定し別を30505の ようにシステムを整備して改革すると決定した例も既に 存在している。開税法や港湾法などに基づく許可にしいては、当該規制改革の結果ヤンラインで受けること ができるようになっており、また、上陸許可証について も申請についてはオンラインで行うことができることと なっており、同様に乗員上陸許可証の交付においても オンラインドセネンとは可能とサップス	を	. C -	現段階において、具体的な結論内容、結論 時期においてきないが、セキュリティシ ステムにいちつ後検討してまいりが、 い、 また、郵送に代わる交付については、現在 のところ想定されるものはない。			茨城 広域連 県 板 接物流 木県、特区 群馬県	が国人 ある乗員 の上陸許 可手続の	る場合における乗員上陸許可証につい	乗員上陸許可証を電子的方法により端末 からの交付を可能とすることにより、迅速 かつ効率的な手続きとなることで、手続 面・費用面でのコストを大幅に低減する。
05023	理 民 第 在留期間延長 の特例 入 及 認 認	文認2条項管難法則 地域2条項管難法則 が定規が定規が定規が定規が定規が定義項では を定の等在否が では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	国人の適正な在留 理を図ることを目句 で、最長3年の一 大で、最長3年の一 佐留中のごもに外動状態を 経過な認めることの 選を認めることが なっている。	C -	外国人研究者については、一定の研究分野に 究から起業すでの在留期間を認めることにより 育成を支援するという目的から、また、外国 については情報処理産業を支える技術者の受 及び大学等との連携により打技術に係る技術者の受 及び大学等との連携により打技術に係る技術者の受 の3目的から在留期間の特例を認めたって 望にあるような単純な在留期間の特例を講める 難である。	産業の 打技術者 入れ促進 閉発に相 の確保を 50 J. 要							い、しょ い、しゅう、 い、しゅう、 がりの が、 大本東京研 での ・ 大本東京研 ・ 大本 ・ 大本 ・ 大本 ・ 大本 ・ 大本 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・	を延長す る	特区内で在留資格を得て活動する外国 人に対して、最低3年、最長5年の在留 期間を認める。	起業及びその事業をベイラインののせるには最低3年はかかる。在留開的を5年とすれば、数を行おうとする、外国人にとって非常に優位な場所となり、その地域を選び移住してくることが予想される。

管理コ	- 規制の特別事項 名	ま令等 制度の現状	推置 横りの分 切り	置 内 ・ 接重の概要(対応策)	各府銀庁からの回答に対する構造改革特区推 施室からの再検討要請	護業主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 の分 の内 類」の 表」の 見直し	長府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し 見直し	<b>:府省庁からの再々検討要請に対する回答</b>	規制特例 要素事項 管理書号 体名 ジェクリ 名名	# 規制の特例 事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の支施内容
05023	出人[理及] (在解期間延長 の特例 の特例 を記字 が記字 行規報 表第3 1 を を を を を を を を を を を を を	が難法となって、 ・ 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	的 - 人 況 C -	外国人研究者については、一定の研究分野については 究から起業までの在留期間を認めることにより産業の 育成を支援するはいう目的から、また、外国人工技術者 については情報処理産業を支える技術者の受入れ近 及び大学等との連携による「技術に係る技術開発に格 当の期間を撃する場合があることを踏まり 図る目的から在留期間の特例を認めたものであり、要 望にあるような単純な在留期間の特例を講じることは距 難である。	t 進 目 を								3104010 個人 国際交流特区	国際交流	遠巷市竹内団地内での外国製品の製造販売、外国人が飲食店を自由に設置 営業可能に、子間滞在可能なように対 制を緩和する。また公営住宅に入居で きるように規制を緩和し、長の出島の ようにして欲しい。現在FAZ地区に指定 されている。	年には2500mに延長され、現落も5万トン 岸壁が整備される予定である。20万坪の 土地は県有地である。今年度には一日2 万人の集客する量配店も進出する。また、
05024	出人及 理民第/第 の の 観和 の の 関連 の の の 関連 の の の の の の の の の の の の	び難 定法 実第1 2号の 2を定 6 6 7 7 7 8	С -	要望内容が不明であるが、起業をする外国人が取得する在留資格としては、投資・経営が想定されるものの同資格が決定されるためには、投資要件については、人以上の可執動職員として之、以上の日本人等が従事ら程模(投資額が年間500万円以上であればよい。))投資活動の実態がない者に対し、同在留資格を付与することは困難である。	2 方 及								は、し、し、い。 は、し、い。 は、し、い。 は、し、い。 は、に、は、か、に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	在留資格 要件の緩 和	特区内で起業を行おうとする者に対して 株式会社の最低用件を満たしていれは 在留資格を与えるものとする。	・起業し在留する為のハードルが低くなる事により、起業を行おうとする、外国人にとつて非常に優々な場所をなり、その地域を選び移住してくることが予想される。
05025	日本語学校の の 設置基準の緩 和		E -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているのであり。国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して核討するよう連絡した。	当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのではないか、提案に基づき必要な措置を講じられたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まる。再度検討、回答されたい。	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置 を譲じるためみ必要な法的根拠がないことは重々承知 しております。しかし、貴省が日本語教育振興協会へ 所轄官庁として実質的に強い影響力を利力にしないと に着目し、再提案しました。それに対する貴省の対応 は脅越ながら全くもって非協力的であり、ただ日本 領域が基本の主旨と相反する印象を拭えません。貴省の 回答は、第三次提案時と全(同しものであり、ただ日本 道び基特別区域法の主旨に沿みならばなぜ連絡内容 近び基特別区域法の主旨に沿みならばなぜ連絡内容 が協会側の回答やその理由を公開しないのでしょう か、以上のことを解まえて両回答の際は、以下の点を を当会側の回答やその理由を公開しないのでしょう か、以上のことを解まえて両回答の際は、以下の点を お答えください。 もし、貴省が協会に何ら影響を及ぼ す立場にないと主張するのであれば、事実上の関係も 含めて影響力行使がないといい証拠、第三次と本提 総内容にどるような差異を関けたのか、第三次と本 提案における協会側の回答およびその理由、もし、また回答を行いないのであればいまでに回答を停 て、その回答を公開できるのか、期限を明記すること。		E -	法務省としては、学校教育法上の校地・校 舎の自己所有制限の撤廃の措置が深られ ていることしか。 でいることがは、日本語教育振設の連営に関す 会における日本語教育振設の連営に関す る基準においても同様の措置を検討すべ、 き段階にあると考えているところであり、そ の旨を伝達のと、同協会から審査基準の 見重しをするか否かの判断について回答を 得ることとする。	責省の考えを早急に伝達し、同協会がいつ までに回答をするのか確認されたい。	本年!	度中に回答を得ることとする。	3063010 リーガ  設置基	基準を緩和 和する特区 区	「日本語教育施設の運営に関する語 準 1 計	日本語学校の新規設置を促進します。 これにより、外国人の受け入れ増加と 日本語学校の拡充が図られます。
05025	日本語学校の 0 設置基準の緩 和		Е -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているのであり。国として措置することは困難であるが、当該要望事項については、日本語教育振興協会に対して核討するよう連絡した。	も は香草季年の坂田で水のしいる。また、香 査基準の変更についても法務大臣の承認 を必要としているところである。したがって、 当該要望事項について国として改善のために必要な措置を採ることもできるのでは、	弊社は、当該審査基準に対して開始が何らかの措置を講じるためみ 必要な該的根据がないにとは重々発却しております。しかし、責备が 日本結論規格振動金へ所轄部でして実質的で出ります。しかし、責备が 日本結論規格振動金へ所轄部でして実質的で出ります。しかし、責金が いることに着目し、再提案はました。それに対する責备の対応は機能 なが全全もって始めりである。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「最後の政権的とは人ません。 「また」というない。 一般の政権がしているでは、事実上の関係も含めて影 を対している。 「最後の政権的という主義、第二次と本規策では会がに議論したの が を担いている。 「最後の政権というというには、 第三人の関係とないとは、 第三人の関係とないとは、 第三人の関係とないました。 第三人の関係となって影響をは は、 日本の政権とは、 日本の政権とは、 日本の政権とは、 日本の政権とは、 日本の政権を 日本の政権と 日本の政権を 日本の政権と 日本の政権を 日本の政権と 日本の政権と 日本の政権と 日本の政権を 日本の 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の政権を 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の		E -	法務省としては、学校教育法上の校地・校 舎の自己所有制限の撤廃の措置が深られ ていることにから 会における日本語教育施設の連営に関す 会とあける日本語教育施設の連営に関す る基準においても同様の措置を検討すべ き段階にあると考えているところであり、そ の旨を伝達のと、同協会から審査基準の 見直しをするか否かの判断について回答を 得ることとする。	責省の考えを早急に伝達し、同協会がいつ までに回答をするのか確認されたい。	本年	変中に回答を得ることとする。	株式会 社乗原 5150024 リーガ ンド	日本語学校 の设置基準 緩和	「日本語教育施設の運営に関する基準,等十四 原は、「日本語教育施設には、その教育の記し 実現するため、最後の登録な物を含えるものと考 5。」と規定しています。この収性の自己所名 別を規和し、賃借でも良いとすることを提集 ます。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が関われます。
05025	日本語学校の 0 設置基準の緩 和		Е -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているのであり、副として措置することは困難であるが、当該 要望事項については、日本語教育振興協会に対して材 討するよう連絡した。	図解してあるが、当該の人で認定しているのは法務大臣であり、その認定にあたっても は審査基準の提出を求めている。また、審 査基準の変更についても法教大臣の宗図 を必要としているところである。したがって、 当該要望事項について国として改善のた めに必要な措置を採ることもできるのでは ないか、提案に基づき必要な措置を講じ路 れたし、併せて、右の提案主体の意見も認	弊社は、当該審高基準に対して貢金が何らかの措置を譲じるためみ 必要な途的相限がないにとは重々来知しております。しかし、賃金が 日本語教育指規論会へ所報告アとして実質がご強い影響力を有して いることに毎日、再提業人ました。それに対する資金の対応は組織 なが合金くもって非協力的であり、構造改革等別区域法の主旨と相反 する印象を抗えせれ、賃金の回路は、第三次理験と全(同しもの であり、ただ日本語教育指規階級会へ連絡をした首を伝えたのみです。 構造改革等別を提送の主旨につうないはなて連続が登場会側の回答 管やその可能を公開しないのではっか。以上のことを音楽工作の目的 のとはする場合によるである。第二次と本提案で協会機に連絡した内 有及び第三次とは近まである。第二次と本提案で協会機に連絡した内 有及び第三次と本提案における協会側の回答およびその理由、もし、まだ 回答を何でいないのでもればいます。にの答を得て、その回答を公開 で記念を行るというな差別では、また 回答を何でいないのでもればいます。に回答を得て、その回答を公開 できるのか、期限を明記すること。		Е -	法務省としては、学校教育法上の校地・校舎の自己所有制限の樹康の措置が採られていることにかんがみ、日本語教育振興協会における日本語教育施設の運営に関する基準においても同様の措置を検討すると考えているところであり、その旨を伝達の上、同協会から審査基準の見重しをするか否かの判断について回答を得ることとする。	責省の考えを早急に伝達し、同協会がいつ までに回答をするのか確認されたい。	本年	変中に回答を得ることとする。	社東京 学校の	が 基準を緩 和 和する特 区 区	「日本語教育施設の運営に関する基 準」第十五条は、「日本語教育る には、その教育の目的を実現の 助に必要ならを備えるものとなっ あっと規定しています。 このは、 の自己所有義務を緩和し、賃備 でも 良いとすることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。 これにより、外国人の受け入れ増加と 日本語学校の拡充が図られます。
05025	日本語学校の 0 設置基準の緩 和		Ε -	のであり、国として措置することは困難であるが、当該 要望事項については、日本語教育振興協会に対して村	困難」こめるか、当該法人を認定しているのは法務大臣であり、その数定にあたっては 審査基準の提出を求めている。また、審査基準の変更についても法務大臣の系統をといているところである。したがって、当該要望事項について国として改善のための必要な措置を採ることもできるのではないが、提案に基づき必要な措置を譲じ路れたい、併せて、右の規策をは他の意見を請じなれたい。代せて、右の提供をは他の表情を表情といいません。	弊社は、当該審査基準に対して興省が何らかの措置を構じるためみ 必要な治的根拠がないにくは重々が対しております。しかし、費省が 日本語教育振興協会へ所報信庁として実質的に強い影響力を有して いることに着目し、再理策以より、それに対する情部の対応は概念 ながら全くもって非協力的であり、構造改革部別に設定の計算と相反 であり、たに日本教育展開場会へ連絡としたません。ためよっす。 であり、たに日本教育展開場会へ連絡としたません。ためみです。 構造改革特別に設定の主旨に沿っならばなぜ連絡内容と協会の目的 をやその理由を説明しないのでよが、しまし、更適が協会と何ら影響を と対すり場にないと主張するのであれば、事実上の関係も含めて影響を と対すり場にないと主張するのであれば、事実上の関係も含めて影響を 対すりまないと主張するのであれば、事実上の関係も含めて影響を 第一次に対象によった。 第二次に本度はよりにも認定した。 第三次に本度は、自然により、 配置を得ていないのであればいまでに回答を得て、その回答を公開 できるのか、期限を明記すること。		E -	法務省としては、学校教育法上の校地・校 舎の自己所有制限の樹原の措置が採られ ていることにかんがみ、日本語教育問規與協 会における日本語教育施図 運営に関す る基準においても同様の措置を検討すべ き段階にあると考えているところであり、そ の旨を伝達の上、同協会から審査基準の 見重しをするか否かの判断について回答を 得ることとする。	責省の考えを早急に伝達し、同協会がいつ までに回答をするのか確認されたい。	本年	度中に回答を得ることとする。	株式会 社東京 5150025 レマイ ント	日本語学校 の设置基準 緩和	「日本語教育施設の運営に関する基準,第十五 条は、「日本語教育施設には、その教育の目的 実現するために必要な役者を備えるものとき 実現するために必要な役者を備えるものとき 表別を緩和し、賃借でも良いとすることを提集 ます。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が関 されます。

管理コー 排制の特別事項 名	l 該当法令等	制度の現状	措置が割り	置 内 持置の概要(対応策) す	各府省庁からの開答に対する構造改革特区接 進重からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 「措置 の分 の内 類」の 見直し 見直	表 50 6 6 6 6 6 6 7 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請 児直し 見直し	開査 内内 内の の 毎所省庁からの再々検討要請に対する回答 重し	規制特例 提案事項 管理番号	独主 特区計 規制の利 面・プロ ジェクトの 名称 名)	例 類似の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
日本語学校の 050260 設置基準の緩 和		-	Ε -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのでは な場合は法務大臣の承認が必要なのでは ないか、国としての審査基準の要件を明ら かにすべきではないか。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して貴省が何らかの措置 を講じるために必要な法的根拠が存在しないことは 異協会へ所籍同庁として実質的に強い影響力を有して いることに着目し、再提案したのであります。それに対 する貴省の対抗信趣ながら全くもって非認力的であ り、構造改革特別区域法の主旨と相反する印象を拭う ません。法的公規制はありまとせが、事実との規制で 責省の意向に沿った基準が制定されていることは否め 責任が、事故の表情が表現していただくようお願いします。 またが、またが、またが、事実との表現であるのであればその証拠を示していただくようお願いします。		Е -	法務省としては、日本語教育機関としての 適正性の確保の観点から、授業時間数等 の緩和を図るべきではないと考えている が、日本語教育振興協会の審査基準の変更の検討にあたっては、日本語教育機関 しての適正性の確保及び日本語教育の機関 の確保の判断が必要であることから、なと思 対学省と協立し判断することなると思 およ。 ・ ・ ・ は、 ・ は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	5. Z. E. E. B.		株社 3063030 リー ル・ ント	式会 日本語 日本語 東京学校の 校の設 力 設置基 悪 準を終 7イ 準を緩和 和する特 する特区 区	「日本語教育施設の運営に関する基 学 準」の第二条は、「日本語教育施設 の修業期間は、「日本語教育施設 の修業期間は、1年以上とする。か 見だし、必要に応じ、6月21日で1月3日で するこの最低修業期間を緩和すること とを提案します。	日本語学校において短期カリキュラム を組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすこと ができ、受け入れを促進します。
日本語学校の 050260 設置基準の緩 和		-	Ε -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成している・ のであり、国として措置することは困難である。	5 はいか。国としての審査基準の安計を明ら かにすべきではないか。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して責省が何らかの措置を講じるために 必要な法判例限が存在しないことは確々を抑しております。しかし、責 していることに専目し、再規率が上のであります。それに対する審省の 対域には縁起が立るともこで確当的であり、構造で本制が収益はか 主旨と相反する印象を封えません。法的な規制はよりませんが、事実 した別等で開発の間のに沿った基準が設定されていることは否めま せん。ちっと募集な場所で対のすることも可能なはすです。もし、弊社 の機能に対った事である。		Е -	法務省としては、日本語教育機関としての 適正性の確保の観点から、授業時間数等 の緩和を図るぐきではないと考えている が、日本語教育振興協会の審査基準の変更の検討にあたっては、日本語教育機関 しての適正性の確保及び日本語教育の機関 りでの適正性の確保及が日本語教育の質の確保の判断が必要であることから、文部 科学省と協議の上判断することとなると思 われる。 なお、当該提案の内容について日本語教育 振興協会に対し情報提供することとす る。	5. Z.		株式 5150026 リー ン・I	京 日本無学	「日本語教育施設の運営に関する基準」の第 文 宗は、「日本語教育施設の修業期間は、1年に 上とする。ただし、必要におし、6分、ロの 低修業期間を緩和することを提案します。この 低修業期間を緩和することを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むこと が可能となります。これにより、外面人の学習機 会を増やすことができ、受け入れを促進します。
日本語学校の 050260 設置基準の緩 和	-	-	Е -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成している。 のであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのでは ないか、国としての審査基準の要件を明ら かにすべきではないか、 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい	弊社は、当該審査基準に対して責当が何らかの措置を講じるために 必要な法的時限が存在しないことは重々承知しております。しかし、責 省か日本語教育振興協会へ所轄部庁として実施的に残い影響の方者 ていまったと管理し、再業級したのであります。それたがする責当の 主部と相反する印象を指えません。法かな規制はありませんが、事実 上記を相反する印象を指えません。法かな規制はありませんが、事実 せん、もっと集等な態度で対応することも可能なはすです。もし、弊社 の前諸に何からの実験があるのであればその証拠を示していただくよ うか続いします。		Е -	法務省としては、日本語教育機関としての 適正性の確保の観点から、授業時間数等 の緩和を図るべきではないと考えている が、日本語教育振開協会の審査基準の変更の検討にあたっては、日本語教育機関 しての適正性の確保及び日本語教育の種別 の確保の判断が必要であることから、文部 科学省と協議の上判断することとなると思 りれる。 当該提案の内容について日本語教 有振興協会に対し情報提供することとす る。			3063040 リー	代会 日本語 日本語 東京学校の 校の設 ガ 設重基 そイ 準を終 する特区 区	度乗吁数は、「年にわたり760時間 以上で、かつ、1週間当たり20時間	日本語学校において短期カリキュラム を組むことが可能となります。これに より、外国人の学習機会を増やすこと ができ、受け入れを促進します。
日本語学校の 050260 設置基準の緩 和	-	-	Е -	当該審査基準は日本語教育振興協会が作成しているものであり、国として措置することは困難である。	日本語教育振興協会が当該基準を緩和する場合は法務大臣の承認が必要なのでは ないか、国としての審査基準の要件を明ら かにすべきではないか、 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい	等社は、当該審査基準に対して責格が何らかの措置を講じるために 必要な法的階級が存在しないことは雇っ済化しております。しかし、責 倍か日本部教育振興協会へ所管置庁として実質的に対し影響力を有 10で143とたき目、再発展したのであります。それたがよう最後の 対応は領域ながらなくもって連絡力的であり、構造な薬特別区域法の 対応は領域ながらなくもって連絡力的であり、構造な薬特別区域法の 主と利取する前のを対えませか。北京投資制にありませんが、事実 世か、もっと職権な態度で対応することも可能なはすです。もし、弊社 の情緒に何かかの誤解があるのであればその証拠を示していただくよ うお願いします。		Е -	法務省としては、日本語教育機関としての 適正性の確保の観点から、授業時間数等 の緩和を図るぐきではないし考えている が、日本語教育機関協会の審査基準の変 更の検討にあたっては、日本語教育機関 しての適正性の確保及び日本語教育の の確保の判断が必要であることがら、文部 料学省と協議の上判断することとなると思 われる。 なお、当該提案の内容について日本語教 育振興協会に対し情報提供することとす る。	2 <u>2</u> <u>2</u> <u>1</u>		株式 社集 5150027 ル ント	(京 日本語学校 ・ガ の設置基準	「日本語教育施設の運営に関する基準,第四 は、「日本語教育施設の理業時数は、1年に なたり7の時間以上で、かつ、1週間当たり2の時 以上とするのとする。」は歴史にています。 これである場合を表示したが現代と型合する ように改めることを提案します。	日本語学校において短期カリキュラムを組むこと 間が可能となります。これにより、外国人の学習機 会を増やすことができ、受け入れを促進します。
「大会社」にお ける常勤監査 役必置義務の 特例	の特例に	大会社は、常勤の野 産役を定めなけれに ならない。		大会社に常勤監査役の設置義務が課されているのは、 大会社の監査役の仕事量は常勤者を必要とするとの 調益に基づものであるから、一地域に限って特例を設け ることはできない、なお、現在作業中の会社法制の現代 化(平成17年間会提出予定)において、株式会社の機 間の在り方について、いわゆる閉鎖会社における簡素 合理化も含めて検討中である。	提案の内容についても会社法制の現代化において検討の対象となっているのか確認 されたい。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再 度検討し回答されたい。	「大会社の監査役の仕事量は常勤者を必要とするとの 認識に基づにの、とあるが、当該第三セクターについ には、不動産の所有と管理を主とした株式会社である ことから、資本金は5億円を超えるものの、従業員会 ま大きなみであり、実態的には「監査役の仕事量は常 勤者を必要せる日ほどではない、と考えている。 つまり、資本金要件に該当するということだけで、大会 とと同等の監査の実施を要求するという見で制度が、 当該第三セクターについては実態に即していないと思 われることから要件の緩和について提案した思う ので、こういうた視点に立った上で、常勤監査役1名 以上置かなければならない理由を明確にし、回答され たい。	また、会社法制の現代化に関する要綱試案では、会計監査人を 受綱試案では、会計監査人を 宣く場合、常動監査役不要とする ことについては、なお検討する。と の旨が記されているが、当業現 案内容が平成17年度中に実現 される方向で検討されていると解 してよいか、	c	株式会社のうち、一定の資本金基準・負債基準に 該当する大会社については、類型的に会社関係へ の影響が大きくなることにからかみ、それにおっ わい、機関設計が要求されている。本来、公開的 な会社に、近さいい制度である株式会社というを は対策が選択される以上、そのように扱われるへ をとしがコールが、一般の影響が表現といてその をしかりならい。「の別の事情を動をしてその 類型からかすくいい変数、他することは回顧である なお、現行の会社活動においても、株式会社より、 関端的な会社を想定した会社理型といて、有限会 なお、現行の会社活動においても、株式会社より、 関端的な会社を想定した会社理といては、株 式会社のような機関設計は要求されていない、株 式会社がらの組織変更も可能である。 また、会社活動の現代化とついては、平成17年 の活業提出を目前といては、準成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業提出を目前というには、学成17年 の活業を出るというにある。 また、会社活動の現代化とついては、学成17年 の活業を出るというにある。 また、会社活動の現代化とついては、学成17年 の活業を対している。 また、会社活動の現代化とついては、学成17年 の活業を対している。	着さ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1092010 尼値	<ul><li>監量制 における</li><li>度規制 常勤監査</li><li>役の管理</li></ul>	う づけられている。 ち この常勤監査役必置義務を、従業員	常勤監査役必置義務を適用除外とすることにより、当該大会社の組織のスリム化、経営の効率化が促進されるほか、その費用・労力を新規事業等に展開していくことが可能となる。
	の特例に	大会社にあっては、 監査役は3人以上で なければならない。	c c	大会社の監査役の員数が3人以上とされているのは、 大会社の監査を行うためには3人以上の監査化が必要 であるとの認識に基づたのであるから、一地域に限っ て特例を設けることはできない、なお、現在作業中の会 社法制の現代化平成17年国会提出予定による1で、 株式会社の機関の在り方について、いわかる閉鎖会社 における開素・台理化も含めて検討中である。	提案の内容についても会社法制の現代化において検討の対象となっているのか確認されたい。 併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	は3人以上の監査役を必要とするほどではない」と考えているが、こういった視点に立った上で、監査役3名		С	株式会社のうち、一定の資本金基準・負債基準に 該当する大会社については、類型的に会社関係への影響が大きくなることにかがみ、それにおったい。 から、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	着さ 		1092020 尼』	「大会社 監査制 医規制 緩和特 室 区 学 特例	外監宣伎でめることが義務づけられて	

管理コード	間制の特例事項 名	<b>第当法令等</b>	制度の現状	措置 措置 の分 の内 類 客	接置の概要(対応策)	告府省庁からの回答に対する福迪改革特区推 油重からの再検討実際	担案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 「措置 の分 の内 類」の 客」の 見宣し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請	「措置 「措置 の分 の内 内 名所省庁からの再々検討要請に対する回答 見直し 見直し	規制特例 提案等項 体名 智理番号 体名 が名 を称	規制の特例 事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の資施内容
050290	地区画整理 ・	計, 同第8 を 条/2, 不で	送前地の所在, 位置 理地において特定 できない場合は, 分 報告記は受理できな 1,	С	分筆登記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求及びその方法を明らかにした土地の地域の測量図内 別なびその方法を明らかにした土地の地域の測量図内 付しなければらないが、地積測量図は、実際に現 調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるもの 6。 よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地 調査・測量を行わないて分筆登記を認めるとするなご は、地図上の土地の位置と対地のそれが指慮する。 わゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の 別関係が不過ごとなって土地取引・地報の保全を収 し、ひいては登記所備付け図面をや表示登記制度と し、ひいては登記所備付け図面を表しい、 といいては登記所属をといったい事態を生しる。 したがって、図上での分筆登記申請は、受理できない	「添 旨を課まえ、図上での分筆登記ができないか、 地を 再度検討、回答されたい。 であま、貴省回答では、現地の調査所置を行わない。 で分量記念認めるとするならば、地図上の土地 のの置と現地のそれが相違する。 いわめる他図混乱を招くとせる。とあるが、従前 地質に図上分準にたしても、 事業期中にすずでに現たの資金配置に基づき登記を 「対 で対すった。」といると 事業期で前に現地の海を開産しますき登記を 「対 では、ことなるため、地図混乱が生じることはない。」と			В	当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し,現地を復元することができる図面(実 測図)を作成し,保管している場合であっ	費省の回答にある「現地を復元することができる図面(実測図)」は土地区画整理事業の実施上施行者が作成する図面であり、これて提案者の要望は実現すると解してよいが確認されたい。また、措置の実施の時期を明らかにされたい。	土地区画整理事業において、工事着工前に 測量を実施して作成された実測図を想定して おり、土地区画整理事業の施行者は、このよう 之返園を作成するものと課制している。 平成15年度末までに実施の予定である。	行地区 行にある 3現地を 1002010 桶川市 量した糸 果にあない ブかない	整施内を調しになの特別を重要を表している。 を施内を調しになの特別を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 を重要を表している。 をましている。 を表している。 をましている。 をもてしている。 をもて。 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をもて、 をも	ナク其旨/登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス・・・」とあり、全部事項証明書の表題部「原因及びその	大きい、例として相談板の物論や金融機関の融 資等、分筆包述ができないため、登記部、上共有 となっているにもかかわらず、それぞれが原則で 無務の運用をすると先へ連めい案件が多い。 また、登録象許权の適正課税、推地処分後にお ける分筆包記の集中を避ける。不動産登記法 を扱う者にとっても大きなブラスになると考えられ る、チェで終例を活用に、今後参写の開業化を
050290	地区画整理   記条   表   表   表   表   表   表   表   表   表	号,同第8 を 条/2,不て	送前地の所在, 位置 理境において特定 できない場合は, 分 審員記は受理できな	С	分筆整記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求及びその方法を明らかにした土地の地積の測量図は、実際ではければならないが、地積測量図は、実際に起業に基づしてのみ作製されるものであった。と、よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするなば、地図上の土地の位置と対地のそれが増する。わゆる地図混乱を招くこととなり、その結果、土地の別係が不確定となって土地取引、性報別の保全を収し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度にする国民の信頼を失いがなない事態をといるといいでは、またの分筆登記申請は、受理できないたがって、図上での分筆登記申請は、受理できない	(2) 「一般を課まれ、図上での分筆登記ができないか、 地を 用度検討、回答されたい。 であま、責省回答では「現地の調査制量を行わない」 で分量記念認めるとするならば、地図上の土地 のの置に現地のそれが相違する。 いわから地図混乱を祝くことなる。とあるが、従前 ・ 一般を記述に図上分準したとしても、 事業制円中は、ずでに現地に存在しない従前地 の登記が有効となっていること まままず時に現地の強温が高速に基づき登記を 「対しているととなっため、というでは、 ・ 「できない。」			В	当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し,現地を復元することができる図面(実測図)を作成し,保管している場合であっ	責省の回答にある「現地を復元することができる図面(実測図)は提案者の10分ところの「底地部目に使用している「公図調整図」であり、これによって提案者の要望は実現すると解してよいが確認されたい。また、措置の実施の時期を明らかにされたい。	土地区画整理事業において,工事着工前に 測量を実施して作成された実測図を想定して おり、土地区画整理事業の施行者は、このような図面を作成するものと理解している。 平成15年度末までに実施の予定である。	事業施 1026010 前橋市 行区域 内の図	土整施内の図典 地理では 地理で は で の の の の の の の の の の の の の の の の の	事業が進捗する中で分筆を必要とする権利の 異動が発生する場合、既に従前の土地の形材 は失われ現地の確認が不可能となることが多 1448年の大阪開設しばと原際関連書作の	土地区画整理事業施行区域内における 分筆登記を可能にすることで、地番の確 定とともに所有権等の権利関係を明確に できるようになっため、相称や予貫等がスムーズとなり、区画整理事業の目的であ る宅地の利用増進が図られることになる。 また、換地処分後においても、面側な共有 者の持分移転登記の必要が無くなる。
050290	- 地区画整理 - 地区画整理域 - 学業施行区域 - 分筆登記申 - 小容認 - 小容認	号,同第8 を 条/2,不て	送前地の所在, 位置 理地において特定 できない場合は, 分 審登記は受理できな 1,	С	及びその方法を明らかにした土地の地積の測量図格付しなければならないが、地積測量図は、実際に現 調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるもの 6。 よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現地 調査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするなど はば、地図上の土地の位置と現地のそれが指導する。	によることとなるために、銀行輪貨に際して担保性が劣後し、競技の手持えが発生するなと、土地取賃請が停滞することを問題とするものであり、この趣味を表している。 この はいか できない 一般であるとするならば、地図との かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	土地区画整理事業は、土地の形質変更によって土地 の有効利用の促進や地区内の住環境の整備を図るも の有効利用の促進や地区内の住環境の整備を図るも のであり、仮検地指定及び使用収益開始によって従前 地が仮換地に移行するが、法律上は損地処分の公示 日の翌日に従前地が換地に移行するたとなってい る。使用収益開始時の土地の移行と法律上の土地の 移行の間に行われる土地町移行と法律上の土地の 移行の間に行われる土地町移行と法律上の土地の を終行の間に付いるものであり、 土地が分譲渡、利用がなされているのにもかかわら ず、権利関係は、共有持分登記ということから発生す る金融機関による土地評価の低下や、融資の手控え、 融資係の倒産等による土地等価の低下や、配向手控え、 融資係の倒産等による土地等価の低下や、配向手控え、 、 ・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・		В	受けている従前地の万津豆記にブバで、 当該事業施行者が工事着手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実	費省の回答にある「現地を復元することができる図面(実測図)」は提案者のいうところの「土地区画整理事業施行者が、土地区画整理事業施行者が、土地区画整図、現況測量図に公図を重ね合か、公図調整図、現況測量図に公図を重ね合か、公園、東現すると解してよいか確認されたり、また、措置の実施の時期を明らかにされたり、	土地区画整理事業において,工事着工前に 測量を実施して作成された実測図を想定して おり,土地区画整理事業の施行者は,このよ うな図面を作成するものと理りている。 平成15年度末までに実施の予定である。	事業に 1027010 満ヶ谷 前形態のない。 地の分	土地理は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	表に狭心が低期地とかなさればお狗同の型部が 図は、将来的に確実に書き換えられる事を削遅し て土地利用・取引が行われているのが現実である。 このような社会経済の現実に鑑みれば事業施行者 が、作成した公園調整図により従前の形態の無い 土地を分合筆しても地図混乱を招くことはありえな しま)、2 再度の十世間で13 間年本準単寸だい谷	土地区画整理事業施行地域内において、 道路築造工事、造成工事、砂件の移転等 により、従前地の現状が消滅した土地を 土地区画整理事業施行者が、土地区画 整理事業における土地評価のために作成 した公図調整図(現沈測量図に公図を重 ね合わせたものにより徒前地の分合章 を行う、ただし、土地区画整理事業施行者 が、必要と認めた場合に限るものとする、
050290	地区画整理 ・ 条 ・ 条 ・ 条 ・ 条 ・ 会 ・ の ・ 分 ・ 会 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	号,同第8 を 条/2,不て	送前地の所在,位置 現地にあれて特定 (全ない場合は,分 審登記は受理できな い。	С	同のは17代はならないが、12代照無量図は、美味に現る 調査・測量した結果に基づいてのみ作製されるもので る。 よって、たとえ区画整理の事業区域内であっても現均	ととは、、第省回答では「現地の調査測量を行わない地でのできまた。第省回答では「現地の知識を開発している。  他のの量に現地のそれが相違する。  は、11、11、12、12、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、13、	土地区高超潜事業は公共協設の整備容置と定場の形質の変更により市地の利用の変更により市地の利用の変更により市地の利用の変更により下地の利用の変更によりで地の利用の変更によりでは、対していません。	8 (機能性報定通知、規機地間)から確認 さったかでき、権制が不明確となった。 力・こかと取引を開業することとなってい、 を指向が影響なることとなってい、 を認め、 を記述機(なり、登記機 を持ち程度 し、反対を関することにより、共有持分 し、反対を関することにより、共有持分 し、反対を関することにより、共有持分 とし、反対を関することにより、共有持分 を関していては、現象の一地取引の中で 参考として取扱われるのが現実である。 「参考によりを表現の一様を関いる。 「参考によりを表現し、 である土地の形質に変更を加えらものである。 「参考によりを表現します。 「参考によりでありを振行けられる。」 「一般にある。 「一般にある。	をかした B	当該事業施行者が工事者手前に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実測図)を作成し、保管している場合であった。またまでは、大きな場合であった。	貴省の回答にある「現地を復元することができる図面(実測図)」は提案者のいうところの「土地区画整理事業施行者が、土地区画整理事業施に対する土地評価のために作成した公図画整図 現況測量図のに公図を重ね合わせたもの)であり、これによって提案者の要望は実現すると解してよいが確認されたし、また、措置の実施の時期を明らかにされたし、	土地区画整理事業において,工事着工前に 測量を実施して作成された実測図を視定して おり,土地区画整理事業の能行者は,このような図面を作成するものと理解している。 平成15年度末までに実施の予定である。	行地区 内にお 1035010 川口市 る従前の 形態の ない土地	土整施内では 地理行に従態社合例 を を が が が が り を が り る が い の る が い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	から予定されているものであり、接触処分により確実点と 地が従納の土地とかなされ、法務局の登記簿。公園は、 将来的に確実に置き換えられるることを前提に上地利 用、土地取りが行われているの実実である。このような 社会経済の現実に減かれば、土地区画理事業施行され が作成した公園課題では、ジャンは前の形態の無い土地を 分合筆しても、地図混乱を好くことなび、はいる対象の土地 ような事態となっていまえない。 むしろ現実の土地	土地区画整理事業施行地区内において、 指筋等造工事、造成工事、建物を転等に より従前地の現況が消滅した土地を、土 地区画整理事業に対する土地評価のために作成した公区調整図現況那選盟図に公図を重ね なの図調整図現況那盟図に公図を重ね 合力した公区は、対位前地の分合業を行う。 ただし、事業施行者が必要と認めた場合
050290	地区画整理 ・ 地区画整理 ・ 業施行区域 ・ 分筆登記申 ・ 計の容認 ・ 事手	計,同第8 を 条/2,不で	従前地の所在,位置 斑翅にあいて特定 をない場合は,分 軽登記は受理できな 1,	С	分筆登記には、分筆前の土地を図示し、分割線、求及びその方法を明らかにした土地の地積の潜量図は、実際に現 付しなければならないが、地積測量図は、実際に現 所を、別量した結果に基づしてのみ作製されるもの も。 よったとえ区画整理の事業区域内であっても現地 関査・測量を行わないで分筆登記を認めるとするな ば、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する。 があるが、のでは、大の経典では、地図上の土地のは一般では、地図上の土地の位置と現地のそれが相違する。 以、ひいては登記所備付い図面等や表で変記制度に する国民の信頼を失いかねない事態を生じる。 したがって、図上での分筆登記申請は、受理できない	「海 旨を離まえて、図上での分筆登記ができないか、 地を 再度検討、回答されたい。 であま、貴省回答では、現地の調査所置を行わない。 で分量記念認めるとするならば、地図上の土地 のの置と現地のそれが相違する。 いわゆる地図混乱を招くこととなっ。とあるが、従前 地の登記に図上分筆したとしても、 事業期中によってに収出かせた。 事業所で前に現しの資金配置と発す。 では、一般では、一般では、一般である。 「中心できない」というできない。 「中心できない」というできない。 「中心できない」というできない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」といっというない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない。 「中心できない」というない。 「中心できない」というない。 「中心できない。 「中			В	土地区画整理事業により仮換地指定を 受けている従前地の分筆登記について、 当該事業施庁者が工事者育市に測量を実施し、現地を復元することができる図面(実 測図)を作成し、保管している場合であって、これに基づいて作成された地積測量図 を添付したときは、当該登記申請を受理するものとする。	責省の回答にある「現地を復元することができる図面(実測図)」は提案者のいうところの「土地区画整理事業者が作成した公図調整の現況が関ロに公図を担合されたもの)」であり、これによって提案者の要望は実現すると解してよいか確認されたい。また、措置の実施の時期を明らかにされたい。	土地区画整理事業において、工事着工前に 測量を実施して作成された実測図を想定して おり、土地区画整理事業の施行者は、このような図面を作成するものと理解している。 平成15年度末までに実施の予定である。	土地を選地に 一直整理地 において、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	工整地お業件がた分特 地理区い施いな社合例 学に事内で、行現なのの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの は、またののの	16、促削地は有日無美となっことを持ないる。 これは事業の性格上当初から予定されている ものであり、換地処分により確実に換地が従前	土地の分合筆 土地区画整理事業施行中において道路 築造工事、造成工事、建物移転等により 従前地の現況が消滅した土地を、土地区 画整理事業者が作成した公園製整図明 沢測量図に公図を重ね合わせたもの)に 基づく分合筆。

理コー 規制の特例事項 ド 名	制度の現状	措置 の分 類 客	接重の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推 施置からの再検討要額	援業主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 からの再々検討要請	「措置 「措置 の分 の内 類」の 容」の 見直し 見直し	着府省庁からの再々検討要請に対する回答 質問	(制特例 資本事項 作項音号	特区計 画・ブロ ジェクトの 名称 名称	規制の特別事項の内容	具体的事業の実施内容
共同住宅にお ける共用部分 の変更の円滑 化 建物の区 分所有等 に関する法 作第17条	共用部分の変更は, その形状又は効用の 着もい1変更を伴うもの に限り,区分所の各4分 の3以上の多数によす るま会の決定のまなします。 なものとされている。	c	建物の共用部分は、区分所有者全員の共有に関しており、区分所有法第・1条第・1項本文、本壁型のように、特定の区分所有者が管理組合に届け出れば、共用が分の変更を、集会の決議な、、すなわち、当該共用部分の共有持分を有する他の区分所有者の原有の共有場合の保証のあら相当ではない。特に、本要望が例示している音等有部分(各任戸)間の環壁、所要性、原分で、自任戸)間の環境、所述、本要望が例示している音等有部分(各任戸)間の環壁、所要性、原分で、自任戸)間の環境、新型、上の、主要性が例が、自任戸)間の環境、新型、上の、主要性が外の加工行為は建物の重要な躯体部分であり、当該部分への加工行為は建物の意度、耐寒性、高さな、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、自体、	ラな ラな ラな ラな ラな ラな ラな ラな	、乾式隣遮音間仕切り壁など技術的な対応が可 あり、隣接する所有者間の当該部分への加工行 建物全体の遮音性能に影響を与えるものではな		C	本事望が例示している各事有部分(各住戸)間の 境界態、圧スラブ(終節コンク)ートの承面」は、区 分所有意物の土用部の大部)との所有高と度 の共有に置している(区分所有法第11条第11条第11条 以上での共和部分である場合を中に末ラブについて、集会の決職室、6世のとの所有治療と呼ば来了が定つ いて、集会の決職室、「まなわち、当該共和部分の 大有持分を有する他の区分所有高色悪にかか わらず変更を加えることは、その変更行為自体が 他の区分所有者の所有権、供有分権、の侵害行為 表によっては不法行為を構成する おそれのある行為であり、この点から水でも、本受 望を特区において実現することはでをないと考え る。 ・もそも、本要地がし、区分所者のライフスタ イトの変化に対応するための開駅)の変更には、1 つの専事部分の側面以変更が表をしず能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるように設計、施工することによって対応可能で あるよりますをある。 以上より、未要望は、特別においても、実現すること			34	二洋索	ラッツ大  における  (戸り	生宅の共用部分のうち特定の部位 壁、床スラブなどの一部)に限定し らかじめ設定した一定のルールの 好で集会の決議を得ずに変更 可能にする。(区分所有法17条の 書置)	分譲マンションの戸境を区画する壁や床 スラブの一部を集会の次議を得ずに構造 上可能な範囲を更を可能にし、2戸以 上をつなげて利用できる住戸を実現する。
複合型分譲住 建物の区 分所有等 に関する店 値の改修工事 の要件緩和 第1項	共用部分の変更は, その形状又は効中さ をいい変更もいな変更は に限り,区分所有者 及び議決権の各4分 の3以上の多数によ る集会の決議で決す るものとされている。	D-1	区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用 区分所有法第17条第1項は平成14年に改正され、共用 部変更と使わらしに関う、区分決議を要するものとと共和部分の形状又は効用に含もつい このようなが、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では								51	社 団人本済団 日経体合	のける店 律」	物の区分所有等に関する法 7条 1 項の決議の必要条件を ば過半数程度まで)緩和すべき る。	
漁港施設等の 民法第60 4条 民間貸付任 備地借家 6規制緩和 第4条 第4条	行政財産の貸付付は、地 方自治法第238条の6等 議上されている。38条の6等 議上されている。なお、民 議上は、20年以下仓場 表上の賃貸信機を扱約の存さ たまの普通情地契約の たまりままた。 まとのも一般が がの場合しては、36 前の場合には、10年以上 とされている。1、した付っ で行われるともの場合の形式 で行われるともの存録期間 の場合には、6年 で行われるともの存録期間 の場合には、6年 で行われるともの存録期間 をあるりには、36 で行われるともの存録期間 をあるりには、36 で行われるともの存録期間 をあるの存録期間 をあるの存録期間 をあるの存録期間 をあるの存録期間 をあるの存録期間 をあるの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行われるとものをあることになる。 で行われるとものをあることになる。 で行われるとものをあることになる。 で行われるともの存録期間 をあることになる。 で行りがあるともの存録期間 をあることになる。 で行りがあるともの存録 で行りがあるとものをあるとした。 で行りがあるともの存録 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものでする。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものです。 で行りがあるとものでする。 で行りがあるとものでする。 で行りがある。 で行りがある。 で行りがある。 で行りがある。 で行りがある。 で行りがある。 で行りがある。 でする。	E	本要望は、漁港市場の機能強化等を図るため、行政財産である漁港施設等の民間業者間外人、仲貫今計分する貸付比でいて、行政財産の管理及分別へいて規定した地方自治法第238条の4を緩和する特別は日本地方自治法第238条の46を担ては、地方自治法を所管する地路各及び水産行政を所管する水産庁と連携をり、両等の結果を踏まて、民法及び備地借家法を所管する立場から、必要な検討を行っていく方針である。								16	028010 県、下	下の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	の下関連港(特定第3種漁港)におい 他の市場と一体的・効率的な運営が るべき行政財産「漁港輸送」用的。を を受けている。 原理等を受ける。 原理等を受ける。 原理等を受ける。 原理等を受ける。 のでは、 の	区域内の3水産物市場について、漁港市場を「拠点市場に、連戸市場をでいずテライ市場。に位置づけ、水産市場におりでは銀の乗物にを図る、脚戸市場の観火機能を不実強化することによって、ウオーターフロントー帯の集巻の場場を経り、併せて側延泊市場においては、フグに持てした。また中間人の大道化を図るとされ、重要にあり、また中間人の大道化を図るとされ、重要にあり、ので観を図る。また中国人の大道化を図るとされ、重要にあり、また中国人の大道化を図るとされ、無力の地域を図る。この中で、拠点市場となる漁港市場や電管水面を有する南風活中等の漁港部と、用地を民間等業者の長期間減り付け、民間事業者割らにより関連施設を整備し、効率的な適當を行う。
埋火葬にかか る戸籍事務準 則の緩和	死亡届を受理するの は,戸籍事務管学者 である市区町村長で あり,その相係監督 の下に史員を補助さ せている。	С	戸籍事務は、市町村長がこれを管掌するとされ(戸籍法第1条第1項)、市町村長の指揮版図の下に更良らの下で表して各の処理につき得期的させるこができるとされている「地方自治法第172条、154条)、戸籍の届出の受理とは、市町村長が届電報を審査、過途なものと判断して、受付を認容する行政処分であるため、これを市町村長以外のものが行うととは許されない、したがって、死亡届等の戸籍の届出の受理を更貴が直接行うことの解釈の変更を求める本件取扱いの実現は困難と考える。	地域再生の推進のためアウトソーシングは 重要であることから、これを除まえ本提案 が実現できないか、併せて、右の提案主体 変しの意見も踏まえ、再度検討し回答された しい。	ている現状を鑑み、提案書の提案理由の欄に記		С	戸籍の届出の受理は、行政処分であるため、民間委託業者に契約上、守秘義務を 誤したとして、戸籍事務管等者の指揮態 督下にある吏員以外の者が行うことはできない。			11	117080 志木市	地方自 治解放 特区 埋火葬に 戸籍 新帯等 東 則の緩和	事務取扱準則制定標準解説第26 で戸籍の受理については吏員が ううとする解釈を変更する。	委託警備員による発給を実現し、簡素で 効率的な行政運営を展開する。
労働者派遣 事業別係業務 事業別係業務 地取扱要領。の 改正 名。奈第1項	屋調査士の業務につ	C I	司法書士及び土地家屋調査士を労働者派遣の対象と することを認めると、労働者派遣業者が、司法書土及び 土地家屋調査土との間の雇用契約に基づ、指揮命令を 通じて、実質的に派遣先での司法書土事務及び土地家 届別査土事務を取り扱うことになるおそれがあり、司法 書土法第73条第1項及び土地家屋調査土法務68条第 1項に抵触する事態が生じることになることから、相当で はない。	に基づく指導・監督権限が資格の対象を せ 屋調・ を対している業別に反ばないと、労働者派 通量契約あるいは法律で明確にすれば資格 医 語の派遣は可能ではないか、この際、改正には のではいるが国外選手による法律事務の取扱 いに関する特別措置法の第49条の2第1 月7 1 粉弁護士は、当該外国法共同事業を営む外、国法等 特護士は、当該外国法持、同事業に係る 身大護士は、当該外国法等務分・援しての規 持護士は、当該外国法等務分・援しての規 持護士は、当該外国法等務分・援しての規 で、不当な関与をしてはならない。との規 にであり、これと同様の規定が資格で対象 でなっている場所に及ばない。となっている場 他者派遣につれず、監督権限が資格で対象 をなっている等格に及ばない。との司い司法 となっている等格に及ばない。との司い司に対す、 は、なお、財務をの回答では、超理士での ・の書によるが現ましまり、 でのではないか、再度検討し、回答された いり、派遣元の指導、監督権限が資格で対象 でのではないか、再度検討し、回答された い、なお、財務をの回答では、超理士のの司い司法 は、立ま、財務をの回答では、返事業者と の司に対して、が理保定されているのであれば、規理士 事整監督権限がれば土に税理士を派遣すること は可能である。としているところである。 よ。 は可能である。としているところである。 よ。 造っている。 は可能である。としているところである。 よ。 は可能である。としているところである。	。 U前以、分類無導条衛司以高古い、 正面資土・土地家屋調査士は自らの責任の下、 派を出る。 正は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	び土地家屋調査士にとっては活産の場が広り、企業等でにとっては近明・ガルサービスを受けることはリーガルサービスを受けることであた。派遣先とは15、双方にとっての大きなメリットが最高からです。派遣先を受けずに業券後を行えるという。双方にです。「お書き」では、一般を表して、それて、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般を表して、一般	て: D: P: Not	1 曹室のご指摘では、深遠元と派遣資格者との 間の無期間係に基づば指導・監督権限が海経の対 要となっている業権に及ばないよう。労働者派遣 契約あるいは法律で明確にすれば資格者の派遣 は可能ではないかとのこであるが、雇用関係ら が表してあるいる場合である。 は可能ではないかとのこであるが、雇用関係ら の力能力を担づした。 は可能ではないがとのこであるが、雇用関係ら の力能力を指すした。 はの一般に対しては、例別がな料理命令とは、例えば事件の受 任に関する指揮命令のことである。 が表しているでは、ののでは、ののでは、 を実施のは、のでは、ののでは、 を実施のは、のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ので	回答されたい。		当初回答(措置の概要(対応策)機の記載)のとおりである。 これまで述べてきたとおり、労働者派遣業者「派遣 元が派遣先に司法書土又は土地家屋調建士を派遣 京屋調査土が行う具体的な業務について個別的な指 報告命令をしないしても、派遣元が派遣から可法書土又は土地家屋調査土が行う具体的な業務について個別的な指 報告命令をしないとして、派遣元が滅過から間法書土 又は土地家屋調査土を派遣の大学・ビスを提供させ、 以は土地家屋調査土を派遣の大学・ビスを提供させ、 対してサービスを提供させ、 は、選売が開発しること自体が、選売が加盟開設 が設定していませ、 は、選売が開発した。 において、最初が記念した。 したがった、展界投影に基づく指導・監督機関次派 選先での司法書土の業務又は土地家屋調査土の業務としたとしても、司法書土又は土地家屋調査土の業務の大いと表していたとしても、別法書・日本教文は土地家屋調査土の業務の上で、 は、派遣元が指導の機の信を受かして実験的に同 法書土業務又は土土地家屋調査土の労働者派遣 は、派遣元が指令の権の行権を介して実験的に同 法書土業務を収り出土地家屋調査土の場合が、に実施のに 法書土業務を収り出土地家屋調査土の業務を収り扱っていま 法書・監督の人は、これが、日本の人は、日	株式会 社東京 067010 リーガ ンド	適用に関すてき。 一号、マミューラ、ファット・レポース 一号、マミューラ、ファット・レポース 一号、マミューラ、マニューラ、アローラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、マニューラ、アローラ、アローラ、マニューラ、アローラ、アローラ、アローラ、アローラ、アローラ、アローラ、アローラ、アロ	着派連事業関係業務取扱要領。の「第二 外業務等 三 適用除外業務等 三 適用除外業務等 三 適用除外業務等 三 適用除外票務的外の関係 と考えます。 国外建立による法律事務の取扱いに 同計畫立法(昭和二十四年法律第三百五 同計畫立法(昭和二十四年法律第二十年) 司法書立法(昭和二十五年法律第二十年) 三十年(京都) 是與世上法(昭和二十五年 三十年) 日本年(京都) 是 三十年(京都) 是	<b>土業者が派遣形態で働くことを促進する</b> 。

管理コー 規制の特例事項 名	iii 該当法令等 制度の理	接置 接置 の分 の内 唇	推置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する製造改革特区推 適宜からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 の分 の内 類」の 専」の 見宜し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 のからの再々検討要請 類	活置 「措置 分 の内 の 容」の 見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例 提案事項 管理番号	神区計 第一プロ 名 ジェウトの 名 名 第 項 第 項	夏の内容	具体的事業の実施内容
								15日、外弁法の場合、機関薬師の別にの担保措 重は、外纬法型・8分ので書、19かの本は5m 外外 の資格、実認・登録の制度により外外は法律家としての専門的性点や職業との機関を担保しまり外外は法律家としての専門的性力を観業上の機関を担保していては日本外建 退合会により想戒を受けること。機関連脱行為の一部には利用事品設けられていては日本外建 退合会により想戒を受けること。機関連脱行為の一部には利用事品設けられているにと等、外外法 上の様々な程候措置が増合して設けされているの 法律事務に包括的な関係を受けること。他の表述となる。 とも分析による特性工の展用を設しなでもより、 法律事務に包括的な関係を行うをそれが、少なく とも分析によるを持止する原用を対しなでもより、 多の2等11回かによって担保されているのけて はないのであるから、貴室が再終討要請で指摘する。 ものとうこの外外の作品でおりませれているのは なったり、外外の機関が高限の防止は外外法費は 多の2等11回かによって担保されているのけて はないのであるから、貴室が再終討要請で指摘する なっている場合の大きのでは、 はないのであるから、貴室が再終討要請で指摘する なっている業務にのはないは、 20ように、外外の体限が高限の防止は外、活躍元の指導・監 権限が関係を対しても同様となるにはませて、 変別において、派遣するの関係の指導を会 なっている業務にのはないましている。 10日間が自然を表情となるにはませている。 10日間が自然を表情となるに対象が表が表が表が表が表が表が表がまませない。 3 なお、税理士に入りはでは、20日間を発展では、 10日間が自然を発信とこれで発展を関係を 10日間が自然を発信となるに対象が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表がまませない。 10日間が自然のは、10日間が表に基づけ保存されている。 10日間が自然の対象が表が表が表が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表がまませない。 10日間が自然の表が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表が表が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表が表がまませない。 10日間が自然の対象が表がまませない。 10日間が自然のが表がまませない。 10日間が表がまませないるのであり、 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませないるのでありまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がままませない。 10日間が表がまませない。 10日間が表がまませないまままままま							
「労働者派遣業務」の改正	6 弁護士法 律事件に関し	新聞遊とれない。今それ、等・原以春(泉市海)、本は、一次のは、一次では、東側遊とれない。今そし、新・原以春(泉市海)、日本のより、海、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、	したがって、派遣する弁護士の資格の対象となっている業務に には、派遣元の間別の担策命やが以ばない間を契約あるい 接続におけて明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、 は際に外護は下流道して法律サービスを提供させ、当該派遣 (類を得ること自体が、派遣元が巴括的な財籍命令の行便に は世法第77条に機能するおそれがある「そして、このことは 生土法第77条に機能するおそれがある「そして、このことは 生土法第77条に機能するおそれがある「そして、このことは 生土法第77条に機能するとそれがある「そして、このことは 生土法第77条の国際の国際は、のいいのであ は3名、弁護士法第77条の規制について、特区という特定の地 は3名、弁護士法第77条の規制が乗る期間を変更することは、現代に にては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも法律 としては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも法律 よがに存む、ことが可能であること、弁護士が取り扱う事 よがに、当事者、関係者、関係物件等のすべてが特定の地 に存在し、その影がすべて同時場内に出るる事件はほと 想定しがたいことなどからして、場所的な限定は意味を持た がら、相当ではないことを付言する。	様し野、八は製作者の以近は日本による法律事務の選択 製力に関する特別措置法の第4条のでは、 製力に関する特別措置法の第4条のでは、 製力に関する特別措置法の第4条のでは、 は一次では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	、本地元の小時間工業的を以びことにより、弁護工とは予禁 が、一般である。 か、一般である。 が、一般である。 が、一般である。 が、一般である。 が、一般である。 が、一般である。 が、一般である。 か、一のである。 か、一のである。 か、一のである。 か、一のでか、一のである。 か、一のでか、一のである。 の、一のでか、一のでか、一のでか、一のでか、一のでか、一のでか、一のでか、一ので	は、19 のあてイルの別ません。C 9 かれから労働が高速について、C 9 かれから労働が高速について、C 9 かれから労働が高速について、C 9 がれたので、日本ので、C 9 がれたので、C 9 がれたので、C 9 では、C 9 では、	C	1 まず、曹室が再検討要請 で指摘する・包括的 が現境命令。とは、例えば、零件の受任や、零件の 処理方法の選択等に関する指揮命令のとて8 5 すなわち、(15 高級等を持して16 では、18			当初回答(措置の概要(対応策)欄の記載)のとおりである。  たれまで述べてきたとおり、労働者派遣書者(派遣 元)が選地にお達出上が「独集的な監禁」にいている場所にいている。  が選進がに対議事を与しないとしても、派遣元が海軍所委がに基準を収り 扱っていると評価され得る(その具体例は、再検対要 請に対する回答で述べたとおりにと事事務を同じ 扱っていると評価され得る(その具体例は、再検対要 また、派遣元が派遣元に派遣先のが派遣がに共議生を派遣することは 返電元が弁達士に派遣先のが派遣がにはさを契めるにしている。 ことになる。  定日東段をし基づく指導・監督権限が派 選先での弁理をの業務に反はとにしてと教育され は法律で明確にしたとしても、弁護士の学働者派遣 選手での弁理をの業務に反はとにしてを制める には、派遣元が指導命令権の行を分して実備的に 法律事務を取り扱っている。あるいは法律事務を同旋し ていると評価されて、弁護士等第のに 注準事務を取り扱っている。これに法律事務を同旋し ていると評価されて、弁護士等別的法 大きれて、弁護士等別的者 派遣策の対象とすることはできない、	3067010 リー	(労働者派通事業間係 適用除外条制限よす。 一) 外外の制限よす。 一) 外外の制限上非連重計法。限和 大学、特別的上非連重的主持。 一位 第二十二十八号。 一位 第二十二十八号。 一位 第二十二十八号。 一位 第二十二十八号。 一位 第二十二十八号。 一位 第二十二十分号。 一位 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	除外業が、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	養者が派遣形態で働くことを促進する。

## 法務省

管理コー 規制の特別事 ド	<sup>東項</sup> 被当注	法令等 制度の現状	措置措置の分類を	・ 対 措置の概要(対応策)	各府省庁からの同答に対する構造改革特区推 適室からの再検討要請	護案主体からの意見	提案主体からの意見 その他	「措置 の分 の内 周,の 表,の 見重し	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室 の分類のの 見直し	「措置 の内 容」の 見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	類似性の	規制の特別事項の内容	具体的事業の実施内容
外国法事務 050360 期発性の緩和 用要件の緩和	弁4雇和 第149 第149 第149 第149 第149 第149 第149 第149	よる法 務の 外国法事務弁護士 いに は,弁護士を雇用して る特 はならない。 置法	- D - 3	外国法事務弁護士についての弁護士の雇用の解禁等を内容と する「司法制度改革のための戦利所法等の一部を改正する法律 案」を、司法制度改革領域本が第15回国会に提出、「平成 5年7月18日可決、成立し、平成15年7月25日公布された。 なお、指行時期については、公本の自から経験して2年を超え ない経期内において数令で定める日、とされている。	1							い、じゅう、 (、じゅう) (、じゅう) (本式会)	外国弁護士が雇用者となり本邦弁護士 と共同でサービスを提供する。	特区内に起業したものに対して適切な法律サポートができ、企業家及び弁護士が特区内に事務所を設置する事が期待できる。